

**香川県信用保証協会
REPORT 2016**

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
目的・役割	3
シンボルマーク	3
経営理念	4
行動指針	4
沿革	4
第4次中期事業計画(平成27年度～平成29年度)	5
■ 業務運営方針	5
平成28年度経営計画	10
■ 業務環境	10
■ 業務運営方針	10
■ 業務数値目標	11
事業概況	12
■ 年度別事業概況及び「中期事業計画」計画数値	13
■ 貸借対照表(平成28年3月31日)	14
■ 収支計算書(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	15
■ 資金収支表(平成27年4月1日～平成28年3月31日)	16
■ 基本財産について	17
■ 収支差額変動準備金について	17
平成27年度経営計画の評価	18
■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価	18
主な取り組みについて	21
■ 協会独自保証制度	21
■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議	24
■ 『信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金』を活用した経営支援	25
平成27年度トピックス	29
■ 金融機関表彰制度	29
■ 保証業務講座	29
■ 大学院での講義	30
■ 信用保証協会利用企業動向調査	30
お知らせ	31
■ 次期電算システム	31
業務の紹介	32
■ 信用補完制度の仕組み	32
■ 信用保証制度	33
■ 信用保険制度	34
■ 地方公共団体と当協会との関係	35
■ 預託	35
■ 保証協会債権回収(株)との協力関係	35
信用保証協会のご利用にあたって	36
■ ご利用いただける中小企業者	36
■ 保証の内容	37
■ 信用保証料	39
■ 取扱保証制度(平成28年8月1日現在)	41
コンプライアンス態勢	45
個人情報保護への取り組み	46
役員・組織図	48
資料編	50

ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

信用保証協会は、信用保証制度を通じて、地域や個々の中小企業の実情に応じた資金繰り支援に尽力し、中小企業の金融面におけるセーフティネットとして大きく貢献しています。当協会の役職員一同は、こうした役割の重さに常に思いを致しながら、健全な業務運営と効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指しています。

県内中小企業の経営環境は厳しい状況が続いています。このため、信用保証協会及び信用保証制度が一層その機能を発揮していくことが、各方面から期待されているものと存じます。役職員一同、中小企業の良きパートナーとして、経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献してまいらなければならないとの決意を新たにしているところで

す。

本誌は、当協会の取り組みについてご理解を深めていただくために作成いたしました。

ご一読の上、今後とも、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



香川県信用保証協会

会長 高木 孝征

プロフィール

平成28年3月31日現在

名 称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年(昭和24年)9月21日
業務開始年月日	1949年(昭和24年)10月1日
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
基本財産	141億円
保証先企業数	7,915企業
保証債務残高	件数：16,079件 金額：99,482百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役員数	57名

目的・役割

中小企業者・小規模事業者のために、金融機関とともに

当協会は中小企業者のために信用保証の業務を行い、中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。中小企業者の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、信用補完制度の仕組みのなかで「公的保証人」となって、資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業者を支援する役割を担っています。

シンボルマーク

香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。

イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした生き生きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また、中小企業者、金融機関、協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表しています。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。



1994年(平成6年)10月3日制定

経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と発展に貢献します。このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」を目指します。

行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

沿革

昭和24年	9月	財団法人香川県信用保証協会設立認可
	同月	財団法人香川県信用保証協会設立登記
	10月	高松市六番町31番地にて業務開始
昭和25年	4月	高松市五番町4番地の1へ事務所移転
昭和28年	8月	信用保証協会法公布・施行
昭和29年	10月	信用保証協会法に基づき組織変更認可
	同月	香川県信用保証協会として組織変更登記
昭和42年	11月	香川県中小企業センターへ事務所移転 (高松市丸の内2番地の3)
昭和61年	4月	香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転 (高松市福岡町2丁目2-2)

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）

■ 業務運営方針

地域経済や中小企業・小規模事業者の活性化に地域金融機関とともに貢献していくため、公的機関及び金融にかかわる機関としての透明性、公平性の確保や健全な業務運営と経営の効率化に努めるとともに、次の事項を主要項目として取り組みます。

1. 保証の推進

(1) 保証利用向上への取り組み推進

個々の企業の経営状況を踏まえた適時適切な判断を行うとともに、保証完済先の再利用の促進及び新規保証利用企業の確保に努めます。また、保証債務残高の減少に歯止めをかけるべく、役職員が一体となって目標実現を図ります。

<初年度目（平成27年度）の取組方針>

- ・ 企業担当制、事前打診制を見直し、業務の効率化を図りつつ、個々の企業のニーズに適時適切に応えられるように態勢の再構築を図ります。
- ・ 新規先及び保証完済先について、保証利用のさらなる促進に努めます。
- ・ メインまたは準メイン金融機関との連携をさらに強化するための取り組みを進めます。
- ・ 相談や利用のしやすい協会を目指して、企画広報の充実を図ります。

<2年度目（平成28年度）の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目（平成29年度）の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(2) 政策保証の推進

金融と経営支援の一体的取り組みを推進する中小企業支援施策に沿って、創業支援・経営支援関係の政策保証に積極的に取り組みます。

<初年度目（平成27年度）の取組方針>

- ・ 創業支援について、事業計画策定段階から地域金融機関や日本政策金融公庫との連携を密にするとともに協調融資に努めます。
- ・ 経営支援について、メイン金融機関からの資金需要の申し出に対しては、プロパー融資と協調した経営力強化保証の活用を働きかけ、金融機関と連携して企業経営をしっかりとサポートします。

<2年度目（平成28年度）の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目（平成29年度）の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(3) 地域金融機関との連携強化

様々な機会を活用して、顔の見える関係の構築に努めるとともに、顧客企業の情報共有化を図りつつ、適切かつ迅速な審査に努めます。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・金融機関との研修会や勉強会の機会を通して、保証利用についての理解を深めてもらいます。
- ・金融機関との連携をさらに深めていく中で、常に保証推進を意識した情報発信に努め、金融機関のコンサルティング機能の発揮に歩調を合わせた提案を行っていきます。
- ・金融機関との間で顧客企業の情報や資料について相互に提供し共有化を進め、審査の効率化、迅速化に努めます。また、必要に応じ現地調査を積極的に行っていきます。
- ・そのために、研修やOJTを通して審査能力の向上を常に図ります。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。
- ・審査能力の向上に引き続き努めます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

2. 経営支援の強化

(1) 経営改善、事業再生や創業の支援

地域金融機関との連携・協働を積極的に行うとともに、かがわ産業支援財団をはじめとした中小企業支援機関との連携を強化して、経営改善や創業における支援に一体的に取り組みます。また、公的スキームによる抜本的な事業再生支援に寄与します。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・金融機関、中小企業・小規模事業者からの経営相談や金融相談の申し出に対しては丁寧に聴き取り、問題解決のための、より良い選択を検討します。
- ・返済緩和先に対しては、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した、中小企業診断士による経営相談や専門家による経営改善計画の策定支援を行います。また、事業の実施に当たっては、経営サポート会議の開催や再生支援協議会との連携に努め、より実効性のあるものします。
- ・経営改善計画においてニューマネーの導入が不可欠な場合、プロパー融資と協調するなどして経営改善サポート保証で支援します。
- ・公的スキームによる事業の抜本再生案件に積極的に関与します。
- ・創業支援における金融面からのサポートをより確実なものにするため、かがわ産業支援財団、日本政策金融公庫、取引予定金融機関及び信用保証協会が連携して、創業計画の策定段階から検討・協議を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

(2) 「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」との協働

情報発信を通じて、地域経済活性化に向けた意識、気運の一層の醸成に努めるとともに起業・創業分野への展開を図ります。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・香川県中小企業支援ネットワーク推進会議の場を通じて保証協会事業の広報や他機関の事業との連携を図り、経営支援の面的なインフラを整備します。
- ・創業支援における金融と経営支援の一体的取り組みを推進するため、ネットワークを活用して情報交換、目線合わせを行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

3. 回収の促進

(1) 回収の最大化、効率化

新規代位弁済案件について早期に回収計画を立て回収に着手するとともに、担当を担保の有無ごとに分け専任化を進めます。回収資源に見合う回収方針を立て、法的手続きの積極的活用等、求償権の現状に応じた効率的な管理を行い、回収の最大化を図ります。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・現況を踏まえた回収方針を管理業務の区切りの度に取りまとめることにより、合理的な管理回収につなげます。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・未解決案件の解決整理することにより、効果的な管理回収を図ります。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

(2) 公的スキームによる事業再生支援への寄与(再掲)

回収最大化につなげるものとして、再生支援協議会など公的スキームによる事業再生案件(透明性の確保や経営責任の明確化など一定の要件を具備したもの)へ協力します。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・事業再生案件について、積極的な対応を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・前年度と同じ。

4. 経営管理態勢（ガバナンス）の充実

(1) 経営の透明性の一層の向上

理事会、役員部長会議等重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

<初年度目（平成27年度）の取組方針>

- ・ 理事会における多様な意見の反映や意思決定の客観性の確保に資するよう、より多くの理事が出席できる運営に努めます。
- ・ 役員部長会議において「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行います。

<2年度目（平成28年度）の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目（平成29年度）の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(2) 監査機能の強化

内部監査体制の強化に努めます。

<初年度目（平成27年度）の取組方針>

- ・ 検査担当職員を配置するなど体制の強化を図ります。

<2年度目（平成28年度）の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目（平成29年度）の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(3) コンプライアンスの充実・強化

顧客情報保護等コンプライアンスの一層の充実に努めるとともに、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進します。

<初年度目（平成27年度）の取組方針>

- ・ コンプライアンスプログラムの計画的な推進により、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上を図ります。特に、顧客情報保護については、社会情勢を踏まえて適時に研修等を行います。
- ・ 反社会的勢力との関係遮断について、平成26年度に整備した関連規程、体制の適切な運用に努めます。

<2年度目（平成28年度）の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目（平成29年度）の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(4) 危機管理の充実・強化

事業継続計画の実効性確保を図るための取り組みを推進します。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ 事業継続計画について、地域金融機関の取り組みなどを踏まえて適時に見直しを行います。
- ・ 代替拠点について想定される災害に対応した訓練を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

5. 業務・組織の見直しと人材育成

(1) 事業環境の変化や職員数の減少に対応した業務、組織の見直し

次期電算システムの導入準備を進めるとともに、新システムへの対応や職員数の減少を踏まえて、企業担当制の見直しや組織のスリム化などを進めます。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ 次期電算システムの導入準備を行います。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

(2) 個々の職員の能力開発、資質の向上のための研修の充実

OJT など職場内研修の充実を図ります。

<初年度目(平成27年度)の取組方針>

- ・ OJT の推進を図ります。

<2年度目(平成28年度)の取組方針>

- ・ 前年度の検証を行い、適宜改善発展させていきます。

<3年度目(平成29年度)の取組方針>

- ・ 前年度と同じ。

平成28年度経営計画

■ 業務環境

地域金融機関を中心とした資金繰り支援により、企業倒産は落ち着いた水準で推移しているが、国内外の景気の先行きに関し慎重な見方が広がっていることの影響が懸念されます。

また、返済緩和を行っている条件変更企業数は依然として高止まりしており、これら企業の経営改善が急務となっています。

こうしたことから、県内中小企業を取り巻く環境は予断を許さない状況が続くものと予測されます。

■ 業務運営方針

地域経済や中小企業・小規模事業者の活性化に地域金融機関とともに貢献していくため、公的機関及び金融にかかわる機関としての透明性、公平性の確保や健全な業務運営と経営の効率化に努めるとともに、次の事項を主要項目として取り組みます。

①保証の推進

ア. 保証利用向上への取り組み推進

個々の企業の経営状況を踏まえた適時適切な判断を行うとともに、保証完済先の再利用の促進及び新規保証利用企業の確保に努めます。

イ. 政策保証の推進

金融と経営支援の一体的取り組みを推進する中小企業支援施策に沿って、創業支援・経営支援関係の政策保証に積極的に取り組みます。

ウ. 地域金融機関との連携強化

様々な機会を活用して、顔の見える関係の構築に努めるとともに、顧客企業の情報共有化を図りつつ、適切かつ迅速な審査に努めます。

②経営支援の強化

ア. 経営改善、事業再生や創業の支援

地域金融機関との連携・協働を積極的に行うとともに、かがわ産業支援財団をはじめとした中小企業支援機関との連携を強化して、経営改善や創業における支援に一体的に取り組みます。また、公的スキームによる抜本的事業再生支援に寄与します。

イ. 「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」との協働

情報発信を通じて、地域経済活性化に向けた意識、気運の一層の醸成に努めるとともに起業・創業分野への展開を図ります。

③回収の促進

ア. 回収の最大化、効率化

新規代位弁済案件について早期に回収計画を立て回収に着手するとともに、担当を担保の有無ごとに分け専任化を進めます。回収資源に見合う回収方針を立て、法的手続きの積極的活用等、求償権の現状に応じた効率的な管理を行い、回収の最大化を図ります。また、回収最大化につなげるものとして、再生支援協議会などによる事業再生案件へ協力します。

④経営管理体制（ガバナンス）の充実

ア. 経営の透明性の一層の向上

理事会、役員部長会議等重要会議の活性化と意思決定プロセスの透明性の向上に一層努めます。

イ. 監査機能の強化

検査室が行う内部検査の有効活用を図ります。

ウ. コンプライアンスの充実・強化

顧客情報保護等コンプライアンスの一層の充実に努めるとともに文書規程等の諸規程の整備を行います。また、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを推進します。

エ. 危機管理の充実・強化

事業継続計画の実効性確保を図るための取り組みを推進します。

⑤業務・組織の見直しと人材育成

ア. 事業環境の変化や職員数の減少に対応した業務、組織の見直し

次期電算システムの導入準備を進めるとともに、新システムへの対応を踏まえて、顧客担当制の見直しを図ります。

イ. 個々の職員の能力開発、資質の向上のための研修の充実

OJT など職場内研修の充実を図ります。

■ 業務数値目標

平成28年度の保証承諾・保証債務残高・代位弁済・回収の数値計画は、以下の通りです。

	金額（単位：百万円）
保証承諾	40,000
保証債務残高	95,375
代位弁済	2,300
回収	500

事業概況

保証承諾は、10月に創設した独自保証制度の推進に努めたこと等により、367.5億円（対前年度比115.6%）となり、前年度実績及び計画額をそれぞれ上回りました。

保証債務残高は、994.8億円（対前年度比92.3%）となり、前年度実績は下回ったが、計画額を上回る結果となりました。

代位弁済は、県内の企業倒産が沈静化の傾向にあったことを反映して、13.8億円（対前年度比91.8%）と低い水準で推移しました。

実際回収は、無担保及び第三者保証人がいない代位弁済案件増加による回収環境の悪化が続いており、5.3億円（対前年度比65.6%）となりました。

平成27年度事業概況

（単位：億円、%）

	金額	対前年度比
保証承諾	367.5	115.6
期末保証債務残高	994.8	92.3
保証債務平均残高	1,027.5	89.5
代位弁済(元利計)	13.8	91.8
実際回収額※	5.3	65.6
基本財産	141.5	100.0

※回収額は、元本及び損害金の合計金額です。

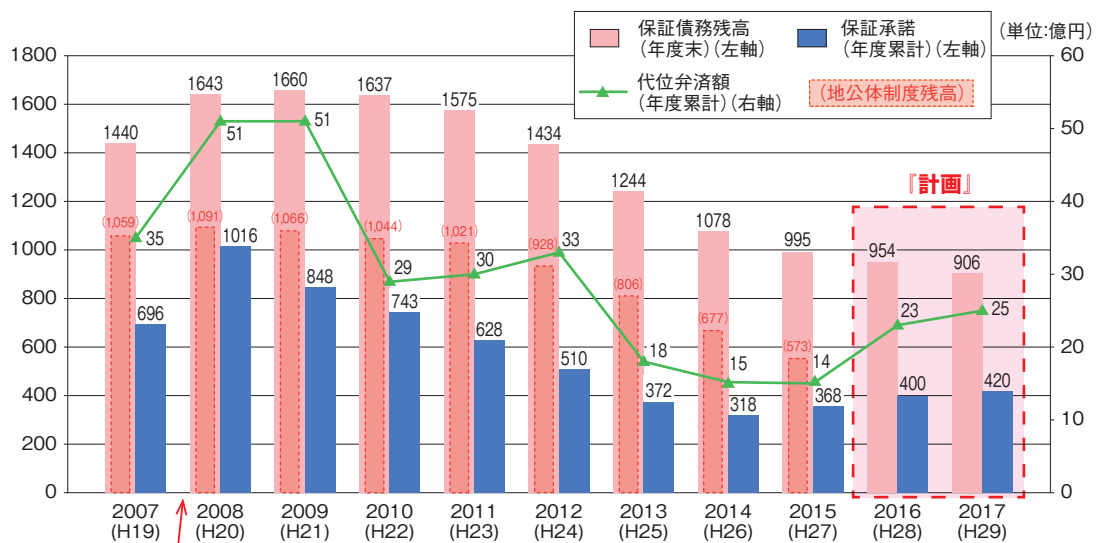
■ 年度別事業概況及び「中期事業計画」計画数値

『中期事業計画』計画数値の考え方

- 保証承諾
 - ・平成27年度には減少に歯止めをかける。
- 保証債務残高
 - ・平成29年度には減少に歯止めをかけ、900億円台を確保する。
- 代位弁済
 - ・返済緩和先の状況から、徐々に増加すると見込む。

『実績』

平成27年度は保証承諾の減少に歯止めがかかり増加に転じました。



保証先数 (年度末)	10,568	10,487	10,326	10,158	9,820	9,442	8,945	8,356	7,915
------------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

リーマンショック

緊急保証制度 (2008.10~2011.3)

金融円滑化法 施行 (2009.12~2013.3)

(参考)返済緩和先(年度末)

	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)
保証債務残高	21,438百万円	22,164百万円	21,568百万円	19,909百万円
保証先件数	991社	1,001社	970社	900社

■ 貸借対照表(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	51	基本財産(*5)	14,147,636
預け金(*1)	5,005,071	基金	6,282,296
有価証券(*2)	15,658,135	基金準備金	7,865,340
その他有価証券	5,454	制度改革促進基金	329,507
動産・不動産	208,356	収支差額変動準備金(*6)	3,906,351
保証債務見返	99,481,990	責任準備金	600,494
求償権(*3)	375,347	求償権償却準備金	132,753
雑勘定	406,562	退職給与引当金	520,194
未収利息	42,695	損失補償金	0
未経過保険料(*4)	246,663	保証債務	99,481,990
その他	117,204	求償権補てん金	0
		雑勘定	2,022,070
		仮受金	71,024
		保険納付金	43,212
		損失補償納付金	1,956
		未経過保証料(*7)	1,896,211
		未払保険料	894
		未払費用	8,772
合 計	121,140,995	合 計	121,140,995

- (*) 1) 預け金は代位弁済等の資金繰り資金、感謝状贈呈店舗預託、新規保証先キャンペーン預託、事務協力預託、制度改革促進基金として定期預金を主力に預けています。
- (*) 2) 有価証券は地方債や社債を中心に運用しています。そのうち株式は保証協会サービサーへの出資株式になります。
- (*) 3) 経理上の求償権は、代位弁済した金額から、回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、自己償却額を控除した額です。
- (*) 4) 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
- (*) 5) 基本財産とは、株式会社の資本金に相当するものです。基本財産の構成は、基金と基金準備金で構成されています。基金は、地方公共団体からの拠出である出えん金と金融機関等負担金で構成されています。また、基金準備金は、毎事業年度の決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。
- (*) 6) 収支差額に欠損が生じた場合や急激な保証の増大により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。
- (*) 7) 受入保証料のうち当該決算期間の未経過分(翌年度以降にかかる保証料)を計上しています。

■ 収支計算書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

(※1) 決算書上の保証料は、受入保証料のうち当該決算期間に対応する額(前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料)が計上されます。

(※2) 責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。

(※3) 日本政策金融公庫へ支払う信用保険料(当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未経過保険料-前期末未払保険料)を計上しています。

(※4) 責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。

(※5) 代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金からなっています。

(※6) 年度末求償権のうち法的整理等の結果回収不能となって償却した自己求償権と求償権補てん金戻入額の合計を計上しています。

(※7) 景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

(※8) 協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

(※9) 基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていく上で、必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

科 目	金 額
経常収入	1,381,874
保証料(※1)	998,327
預け金利息	1,678
有価証券利息配当金	266,421
延滞保証料	3,360
損害金	13,160
事務補助金	13,493
責任共有負担金(※2)	79,573
雑収入	5,860
経常支出	1,422,437
業務費	662,357
信用保険料(※3)	539,877
責任共有負担金納付金(※4)	0
雑支出	220,203
経常収支差額	-40,563
経常外収入	2,142,392
償却求償権回収金	68,122
責任準備金戻入	648,148
求償権償却準備金戻入	172,914
求償権補てん金戻入(※5)	1,253,113
保険金	1,152,911
損失補償補てん金	100,202
その他収入	94
経常外支出	2,168,785
求償権償却(※6)	1,430,098
雑勘定償却	5,439
退職金	0
責任準備金繰入(※7)	600,494
求償権償却準備金繰入(※8)	132,753
その他支出	0
経常外収支差額	-26,393
制度改革促進基金取崩額	52,039
収支差額変動準備金取崩額	14,917
当期収支差額(※9)	0
収支差額変動準備金繰入額	0
基本財産繰入額	0

■ 資金収支表(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

		金額
I. 事業活動による収支		-33,126
業務収支		653,627
信用保証収支		125,772
保証料	+	971,815
回収(元損)	+	530,802
代位弁済(元利)	-	1,376,845
信用保険収支		309,126
信用保険料	-	536,086
保険金・保険金納付金	+	845,212
損失補償・責任共有負担金等収支		218,729
損失補償補てん金・損失補償納付金	+	87,714
責任共有負担金・負担金納付金	+	79,573
基金補助金・事務補助金等	+	51,441
総務収支		-702,686
業務費・退職金支払	-	748,721
運用費	+	267,098
雑収入・雑支出等	+	-221,062
その他収支		15,933
II. 投資活動による収支		1,296,609
定期預金・有価証券の増減 ※	-	-1,309,084
厚生基金の増減	-	-5,581
動産・不動産の増減	-	18,055
III. 財務活動による収支		0
借入金の増減	+	0
出えん金・金融機関負担金等の増減	+	0
現金および現金同等物の期首残高		327,040
現金および現金同等物の期末残高		1,590,523
IV. 現金および現金同等物の増加額(I + II + III)		1,263,483
流動資産の期首残高		20,714,311
流動資産の期末残高		20,668,711
V. 流動資産の増加額(IV + ※)		-45,601

○ 基本財産について

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、当協会の信用力の基礎をなすものです。

当協会の最終的な代位弁済の支払い能力を示すものとして、当協会がなし得る保証債務の最高限度額算出の基礎となっています。このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となります。

(単位：百万円)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
13,549	13,724	13,987	14,148	14,148

当協会の場合、保証債務の最高限度額は、定款で基本財産の50倍と定められています。これを定款倍率といいます。平成27年度末の基本財産は14,148百万円となり、当協会の保証債務の最高限度額は、7,073億8千万円となります。平成27年度末の債務残高995億円は当協会の保証最高限度に対して、14.06%となります。

○ 収支差額変動準備金について

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、収支差額変動準備金を取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

信用保証協会の最終担保である基本財産の確保とともに、準備金を基準どおり積み立てることが、対外信用力の維持・向上と機能強化に資することになります。

当期は収支差額変動準備金を15百万円取り崩しました。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収支差額変動準備金	3,323	3,497	3,761	3,921	3,906
(当期) 収支差額変動準備金繰入額	300	175	263	160	-15

※百万円未満は四捨五入しています。

平成27年度経営計画の評価

当協会では、経営の透明性を一層向上させ、対外的な説明責任を果たすため、年度経営計画、中期事業計画等を積極的に公表し、計画の実施状況等について自己評価を行うとともに、第三者評価機関として、学識経験者、弁護士、中小企業診断士の有識者によって構成される外部評価委員会を設置し、業務実績等の客観的評価を受け、その結果を公表しています。

平成28年6月30日に外部評価委員会が開催され、年度経営計画について評価を受けました。外部評価委員会の意見・アドバイス及び自己評価については当協会ホームページでも公表しています。

■ 前年度経営計画の重点課題と自己評価

(1) 保証部門

(重点課題)

- ①保証利用向上への取り組み推進
- ②政策保証の推進
- ③地域金融機関との連携強化
- ④経営支援の強化

(自己評価)

新規保証利用企業の確保と保証推進を図るため、上期・下期で新規先保証推進キャンペーンを実施し特別預託を行いました。また、平成27年度感謝状贈呈店舗選定基準に基づき、7金融機関40店舗に対し感謝状の贈呈と特別預託を行いました。

4月より保証推進検討会を設置し、新保証制度を始めとした保証推進方策の検討を行い、10月1日より独自保証制度5制度を創設し利用促進に努めました。その結果保証債務残高の下支えに効果がありました。さらに、金融機関の本部、母店・営業店との情報交換や金融機関からの講師派遣要請に積極的に応じ、保証利用向上に向けた金融機関との連携強化を行いました。

保証利用の向上のため、ホームページをリニューアルし、主要事項について適時適切にホームページでの周知を行いました。また、保証審査実務の効率化、迅速化・簡素化を目指し検討を進めました。

政策保証の推進のため、創業支援として4月に「かがわ産業支援財団」、「日本政策金融公庫」、「地域金融機関」及び「当協会」の4者連携の枠組みを構築し、事業計画策定段階からの協議、協調融資の推進に努め、その枠組みを利用した保証承諾を6件行いました。

経営改善、事業再生支援の強化のため、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した「経営支援等対策費補助事業」による経営相談29件と経営改善計画策定支援事業26件を行いました。また、経営サポート会議を77回開催し、金融機関の合意形成に努めるほか、再生支援協議会との定例会を毎月開催し、普段より連携を密にしました。

経営支援の面的なインフラである「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」を活用した情報交換や、創業支援における金融と経営支援の一体的取組みの推進に努めました。

(2) 期中管理部門

(重点課題)

- ①返済緩和を行っている条件変更企業等の管理強化
- ②延滞発生や期限経過先の早期管理

(自己評価)

メイン金融機関を通じて経営改善計画の策定を促し、当協会による「経営支援等対策費補助事業」の利用、再生支援協議会事業や経営改善支援センター事業の活用を働きかけました。平成26年度より実施している延滞2回以上又は期限経過15日以上全案件についてのフォローを引き続き行いました。

(3) 回収部門

(重点課題)

- ①効率的・効果的な回収体制
- ②効率的な方策の実施
- ③回収担当者の能力向上

(自己評価)

代位弁済の1ヶ月前には回収担当者を決め、債務者・保証人全ての資産調査をした上で新件呼出を行うようにしました。また、法的手続きでは専任担当者を定め窓口を一本化するなど回収体制を整えました。

簡易裁判所を活用した履行請求等に取り組むことで、支払約束を確保するなど回収効果がありました。また、定期回収の利便性向上を目的としたコンビニエンスストアからの振込手続への準備や、サービスの営業所及び首都圏・近畿圏営業所を活用すべく回収委託を積極的に実施し、効率的な回収への取り組みを行いました。

毎月定例の弁護士との勉強会を実施し、回収担当者のみならず保証担当者の法的知識の向上に努めました。

(4) その他間接部門

(重点課題)

- ①経営の透明性の一層の向上
- ②監査機能の強化
- ③コンプライアンスの充実・強化
- ④危機管理の充実・強化
- ⑤広報活動の充実・強化
- ⑥現行システムの安定運用と次期電算システムの導入準備
- ⑦研修の充実

(自己評価)

理事会における多様な意見の反映や意思決定の客観性の確保に資するよう、より多くの理事が出席できる理事会運営に努めました。また、役員部長会議において、「中期事業計画」及び「年度経営計画」の進行管理を適切に行いました。

検査室を設け体制の強化を図り、内部検査を実施しました。また、コンプライアンスプログラムを計画的に実施し、役職員のコンプライアンス意識の維持、向上を図りました。顧客情報保護については、外部講師による研修、反社会的勢力排除に関する研修を行ったほか、反社会的勢力との対応マニュアルの見直しを行い運用しました。

ホームページをリニューアルし個別更新に対応したほか、協会主催の行事等についてニッキンへの情報提供に努めました。

他協会と情報共有しながら、現在使用中のシステムの最適化、効率的な運用を目指しながら次期電算システムの導入準備を進めました。

外部評価委員の意見等

I 平成27年度経営計画について

1. 国及び地方公共団体の施策に呼応し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営基盤の安定に資するため、公的機関及び金融にかかわる機関として透明性、公平性の確保や健全な業務運営と経営の効率化に努められていますが、引き続き、金融支援・経営支援・再生支援に取り組むとともに、経営基盤の強化と健全経営に努めてください。
2. 保証利用向上への取り組みとして、金融機関との定期的な情報交換や協会独自の保証制度の創設など、保証推進に努められた結果、保証承諾が前年度実績、計画額いずれをも上回ったことは評価します。
一段の金利低下など容易に保証推進を図ることができる環境ではありませんが、なお一層金融機関との連携・協調を図るなど、保証推進に努めてください。
3. 経営支援の強化として、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した「経営支援等対策費補助事業」による経営相談や経営改善計画策定支援に積極的に取り組むなど、創業支援及び経営支援に金融機関や中小企業支援機関との連携を強化して取り組まれたことを高く評価します。
引き続き、関係機関との連携強化を図り、「経営支援等対策費補助事業」の推進に努めるなど中小企業・小規模事業の経営支援に取り組んでください。
4. 県内の企業倒産が沈静化の傾向にあったことを反映して、代位弁済が低い水準で推移したことや、無担保かつ第三者保証人のいない求償権の増加など回収環境の悪化により、求償権回収は計画値を下回る結果となりましたが、引き続き、サービサーの首都圏・近畿圏営業所を活用するなど、効率的・効果的な方策の実施に努めてください。
5. コンプライアンスプログラムの計画的な実施と管理により、役職員のコンプライアンス意識の維持・向上に努められたほか反社会的勢力との関係遮断に組織を挙げて取り組まれたことは評価します。引き続き、コンプライアンス意識の一層の向上に努めてください。
6. 従来からの安定した財務基盤が維持され、保証を引き受ける余力を十分に確保されていることは評価しますが、一方で保証量の減少に起因して厳しい収支状況が続くことが予想されます。
引き続き、健全経営の維持に向けて保証の推進や効率的な経営に努めてください。

主な取り組みについて

■ 協会独自保証制度

平成27年10月1日から香川県信用保証協会独自制度として、下記の5保証制度の取り扱いを開始しました。

新保証制度の概要

パワーアップ保証	
コンセプト	継続的な金融支援によって成長が見込める中小企業者について、リピート利用の促進を図る等により、経営に必要な資金を円滑に供給する。
申込人資格	<ul style="list-style-type: none">・設立後県内で同一事業を3年以上継続して事業を営む会社または医療法人・2期以上の決算書(12か月)が提出でき、直近の決算でCRD区分が5以上であり債務超過でないこと・申込金融機関との与信取引が継続して1年以上あること・申込金融機関の融資残高が、当該企業者の全金融機関借入に占める割合が最上位であるか、もしくは30%以上であること・申込金融機関のプロパー融資残高が協会保証利用残高以上であること"
保証限度額	1億円以内(直近決算の平均月商の3倍以内)
資金用途	運転資金または設備資金
返済方法	元金均等分割返済(据置期間6か月以内)
保証期間	10年以内
担保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人の代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.45%~1.15%
備考	<ul style="list-style-type: none">・専用書式による事前相談・内諾回答日を含め22日以内に申込み・原則本制度の借換えは本制度による

コラボさめき保証(プロパー融資協調)	
コンセプト	継続的な金融支援が見込め、一定の要件を具備した中小企業者に対し、協会と金融機関が協調して対応する(プロパー協調、リスクシェア)。
申込人資格	<ul style="list-style-type: none"> ・設立後県内で同一事業を3年以上継続して事業を営む会社または医療法人 ・2期以上の決算書(12か月)が提出でき、直近の決算でCRD区分が4以上であり債務超過でないこと ・申込金融機関との与信取引が継続して1年以上あること ・申込金融機関の融資残高が、当該企業者の全金融機関借入に占める割合が最上位であるか、もしくは30%以上であること ・申込金融機関のプロパー融資残高が協会保証利用残高以上であること ・本件実行と同時に、申込金融機関が本件融資金額の60%以上のプロパー融資を実行すること
保証限度額	CRD区分が7以上の場合は1億6千万円以内、CRD区分が4から6の場合は8千万円以内
資金使途	運転資金または設備資金
返済方法	元金均等分割返済(据置期間6か月以内)
保証期間	10年以内
担保	原則として不要
連帯保証人	原則として法人の代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.45%~1.35%
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・専用書式による事前相談 ・内諾回答日を含め22日以内に申込み ・協調するプロパー融資の主要融資条件は同一とし信用保証書上の保証条件とする ・本制度以外の既保証の借換えはできない ・本制度の借換えは本制度による

グローアップ根保証(小規模当座貸越(カード利用可))	
コンセプト	小規模な事業者について、当座貸越の根保証により小口資金を反復継続的かつ安定的に供給する。
申込人資格	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で同一事業を3年以上(法人は設立後)継続して営む個人または法人 ・他の当座貸越根保証形態の保証利用がないこと ・2期以上の確定申告書(収支計算書のあるものに限る)または決算書(12か月)が提出できること <p>< 個人の場合 > 最近2年間のいずれかの確定申告で申告所得を計上しているか、直近の確定申告で債務超過でない(青色申告事業者で次期元入金プラス)こと</p> <p>< 法人の場合 > 最近2年間のいずれかの決算で当期純利益を計上しているか、直近の決算で債務超過でないこと"</p>
保証限度額	50万円以上500万円以下(白色申告事業者は200万円以下)
資金使途	事業資金
返済方法	随時弁済または約定弁済
保証期間	1年間または2年間(条件変更または継続新規による更新可)
担保	原則として不要
連帯保証人	個人は不要、法人は代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率(根保証) 0.39%~1.62%
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・専用書式による事前相談 ・内諾回答日を含め22日以内に申込み ・代位弁済率が高率(1.5%超)になった場合に取扱いが制限される

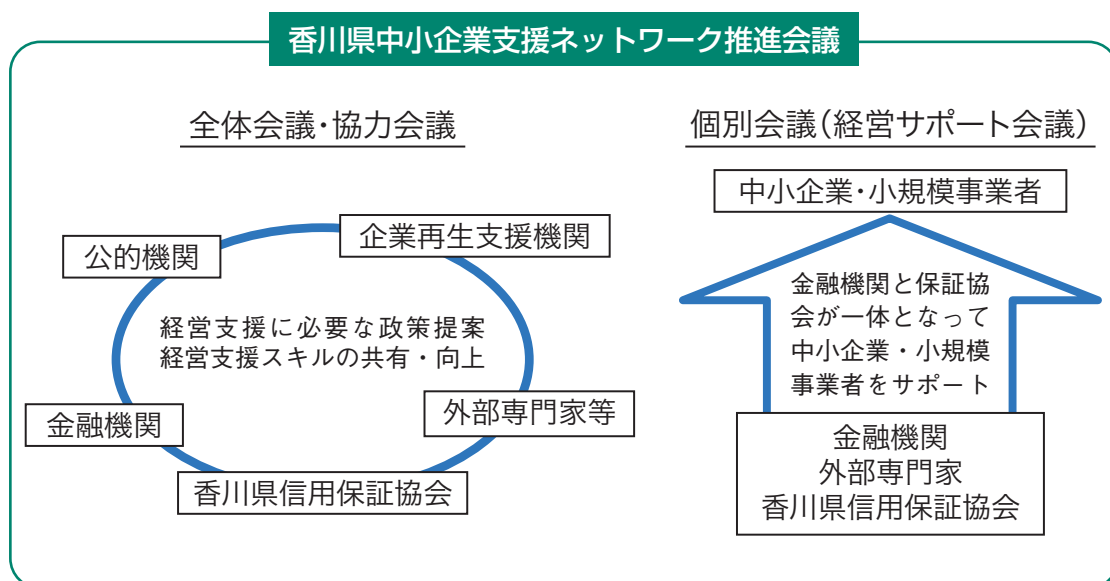
ステップアップ保証	
コンセプト	小規模な事業者について、長期資金を円滑に供給する。
申込人資格	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で同一事業を3年以上(法人は設立後)継続して営む個人または法人 ・2期以上の確定申告書(収支計算書のあるものに限る)または決算書(12か月)が提出できること < 個人の場合 > 最近2年間のいずれかの確定申告で申告所得を計上しているか、直近の確定申告で債務超過でない(青色申告事業者で次期元入金プラス)こと < 法人の場合 > 最近2年間のいずれかの決算で当期純利益を計上しているか、直近の決算で債務超過でないこと
保証限度額	1千万円以内(白色申告事業者は300万円以内)
資金使途	運転資金または設備資金
返済方法	元金均等分割返済(据置期間6か月以内)
保証期間	運転資金は5年以内、設備資金は10年以内
担保	原則として不要
連帯保証人	個人は不要、法人は代表者
貸付利率	金融機関所定利率
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.45%~1.90%
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・専用書式による事前相談 ・内諾回答日を含め22日以内に申込み

経営サポート保証	
コンセプト	中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して、中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図る。
申込人資格	・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者で、現在、信用保証協会の保証付融資利用のない者とする。
保証限度額	個人・会社 2億8,000万円以内 特定組合 4億8,000万円以内
資金使途	事業資金
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合は1年以内 分割返済の場合は10年以内
担保	必要に応じて
連帯保証人	個人は不要、法人は代表者
貸付利率	年2.50%以内
保証料	CRD区分による基準の信用保証料率 0.20%~1.40%(0.25%~0.50%引下げています)
必要書類	事業計画書、認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関は、中小企業者から四半期に一度実行状況の報告を受ける ・金融機関は、3年間にわたり年に一度信用保証協会に経営支援状況を報告しなければならない ・金融機関は、中小企業者に対し計画の策定・修正の策定支援と経営支援を行う ※受付取扱期間は平成28年3月31日までとなります。

■ 香川県中小企業支援ネットワーク推進会議

県内の中小企業・小規模事業者に対する経営支援や、創業支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的とし、地域金融機関、政府系金融機関、企業再生支援機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、公的機関等と当協会が連携して会員相互の協調体制を構築することにより、経営支援・創業支援に係る迅速かつ的確な対応、実務担当者のスキルアップを図るため「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」を設置しています。

当協会が「香川県中小企業支援ネットワーク推進会議」の事務局となり、運営方針の決定や行政機関に対して経営支援に必要な政策提案などを行うための「全体会議」、運営面における実務的な協議や会員相互間の情報共有を図るための「協力会議」、中小企業・小規模事業者ごとに経営支援の方向性や内容等を検討するための「個別会議（経営サポート会議）」を開催しております。



■『信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金』を活用した経営支援

事業目的

経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者や創業者などに対し、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用した経営支援を行い、中小企業・小規模事業者の安定と地域経済の発展を促進することを目的としています。

1. 平成27年度実績

(1) 経営相談

相談件数 29件

(2) 経営改善計画策定

経営改善計画策定支援完了件数 26件

2. 平成28年度事業について

【経営支援】

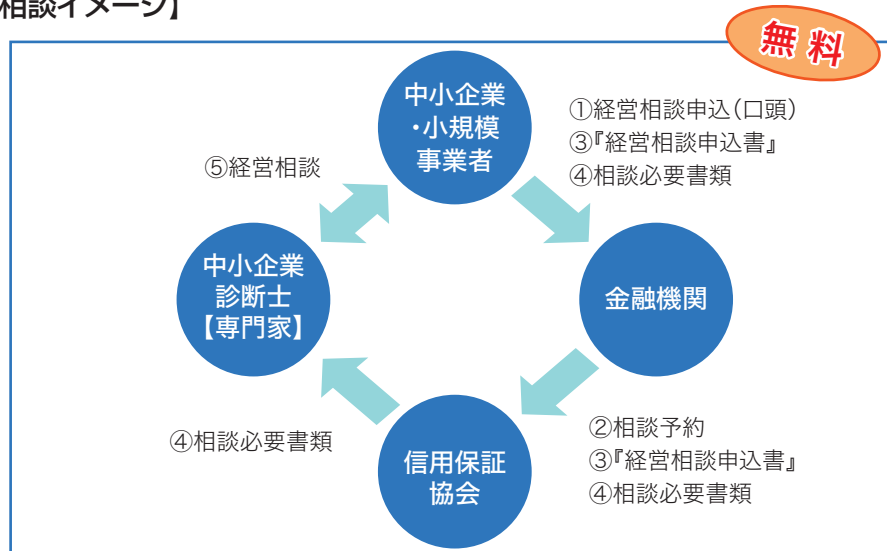
①経営相談

中小企業診断士による経営相談

概要

香川県信用保証協会は、現在保証付融資をご利用いただいている方で条件変更による返済緩和を行っている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、金融機関を通じて、経営相談の受付を行い、中小企業診断士の専門家による経営改善を目的とした経営相談を行います。

【経営相談イメージ】



【相談場所】

香川県信用保証協会 1階会議室
高松市福岡町二丁目2番2-101号

経営相談の対象となる方

現在、保証付融資をご利用いただいている方で、条件変更による返済緩和を行っている中小企業・小規模事業者

相談にあたっての必要書類

- ・決算申告書 3 期分 (勘定科目内訳含む)
 - ・会社案内・商品案内等
 - ・事前提出資料 (様式あり)
(作成できる範囲で結構です)
- ※相談日の 5 営業日前までに資料を保証協会にご提出ください。

※金融機関及び保証協会の担当者が同席する場合があります。

②『経営改善計画策定支援』

専門家による『経営改善計画策定支援』

概要

香川県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営支援を図るため、中小企業診断士等の専門家による経営改善のための事業計画策定支援を行います。

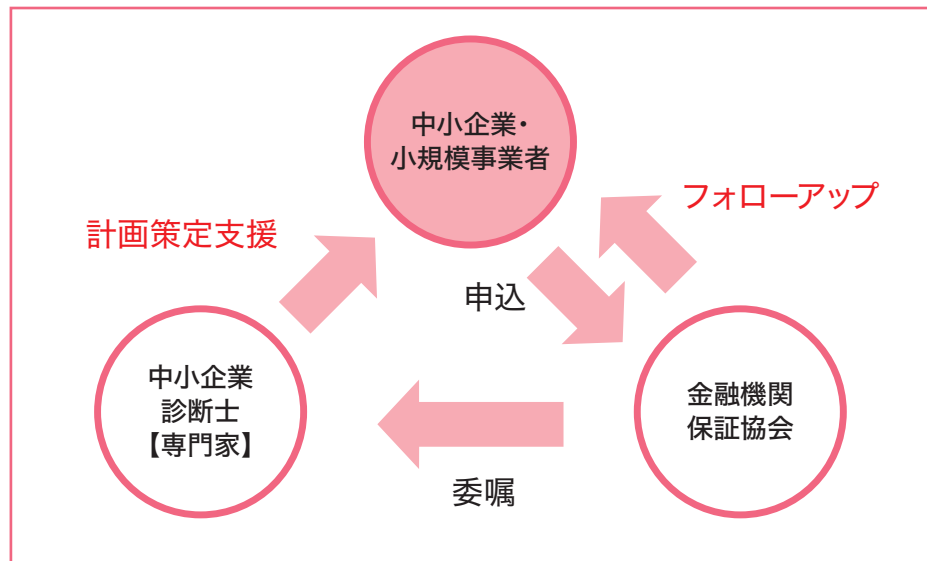
対象となる方

現在、保証付融資をご利用いただいている事業者で、積極的な経営支援を行うことにより、経営状況の改善が見込まれ、将来的な正常化を期待しうる事業者が対象です。

ご利用のメリット

経営改善計画の策定支援にかかる費用は3分の1で済みます。

【支援イメージ】



③経営改善計画実行支援（平成28年度新たな取り組み）

専門家による『経営改善計画の実行支援』

概要

香川県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまが策定した経営改善計画の実行支援を図るため、中小企業診断士等の専門家による経営改善計画の進捗状況報告支援、修正計画策定支援等及び進捗管理（モニタリング）を行います。

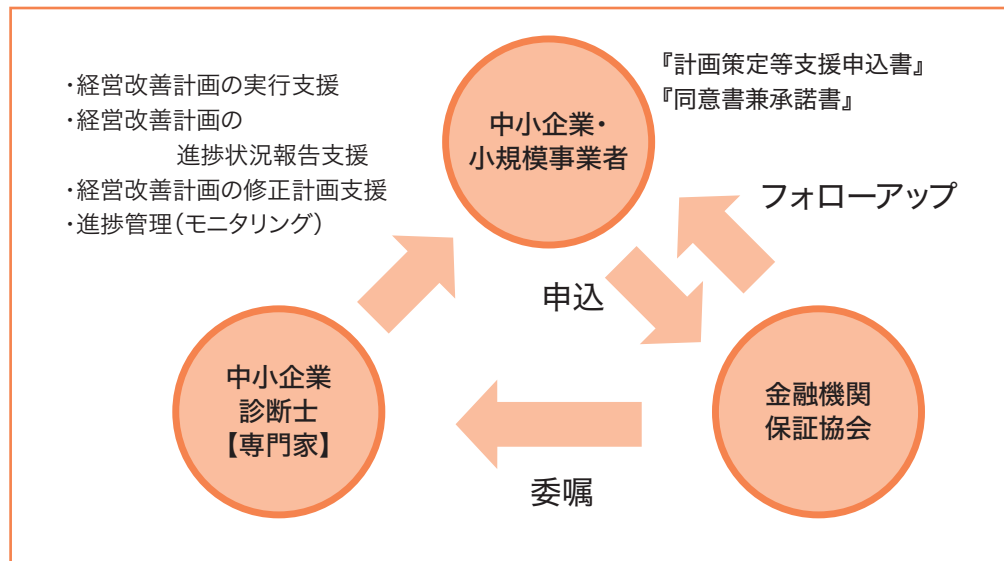
対象となる方

保証協会による経営支援強化促進補助金事業を利用して策定した経営改善計画の実行支援が必要であると当協会が判断した事業者を対象とします。

ご利用のメリット

経営改善計画の実行支援等にかかる費用は3分の1で済みます。

【支援イメージ】



平成27年度トピックス

■ 金融機関表彰制度

平成26年度の保証推進に特に積極的に取り組まれた金融機関の店舗に対して、感謝状を贈呈しました。

開催日 平成27年6月15日



■ 保証業務講座

金融機関の入行3年目から8年目の行員の方々に、信用保証制度への理解を深めていただき、中小企業の金融の円滑化を図るため、保証業務講座を開催しました。

開催日 平成27年11月10日～11日
平成28年1月15日



■ 大学院での講義

地域のビジネスパーソンへの情報発信の場として、香川大学大学院地域マネジメント研究科で高木会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。

開催日 平成27年11月13日



■ 信用保証協会利用企業動向調査

当協会は日本政策金融公庫と共同で、当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者に対し、景気・金融動向に関するアンケートを実施しています。また、その結果については報道機関へのニュースリリースを行っています。

ニュースリリース日

- 平成27年 5月 1日 ・第184回信用保証協会利用企業動向調査
(平成27年1～3月期実績・平成27年4～6月期見通し)
- 平成27年 8月 5日 ・第185回信用保証協会利用企業動向調査
(平成27年4～6月期実績・平成27年7～9月期見通し)
- 平成27年11月 4日 ・第186回信用保証協会利用企業動向調査
(平成27年7～9月期実績・平成27年10～12月期見通し)
- 平成28年 2月 5日 ・第187回信用保証協会利用企業動向調査
(平成27年10～12月期実績・平成28年1～3月期見通し)
- 平成28年 5月 2日 ・第188回信用保証協会利用企業動向調査
(平成28年1～3月期実績・平成28年4～6月期見通し)
- 平成28年 8月 8日 ・第189回信用保証協会利用企業動向調査
(平成28年4～6月期実績・平成28年7～9月期見通し)

お知らせ

■次期電算システム

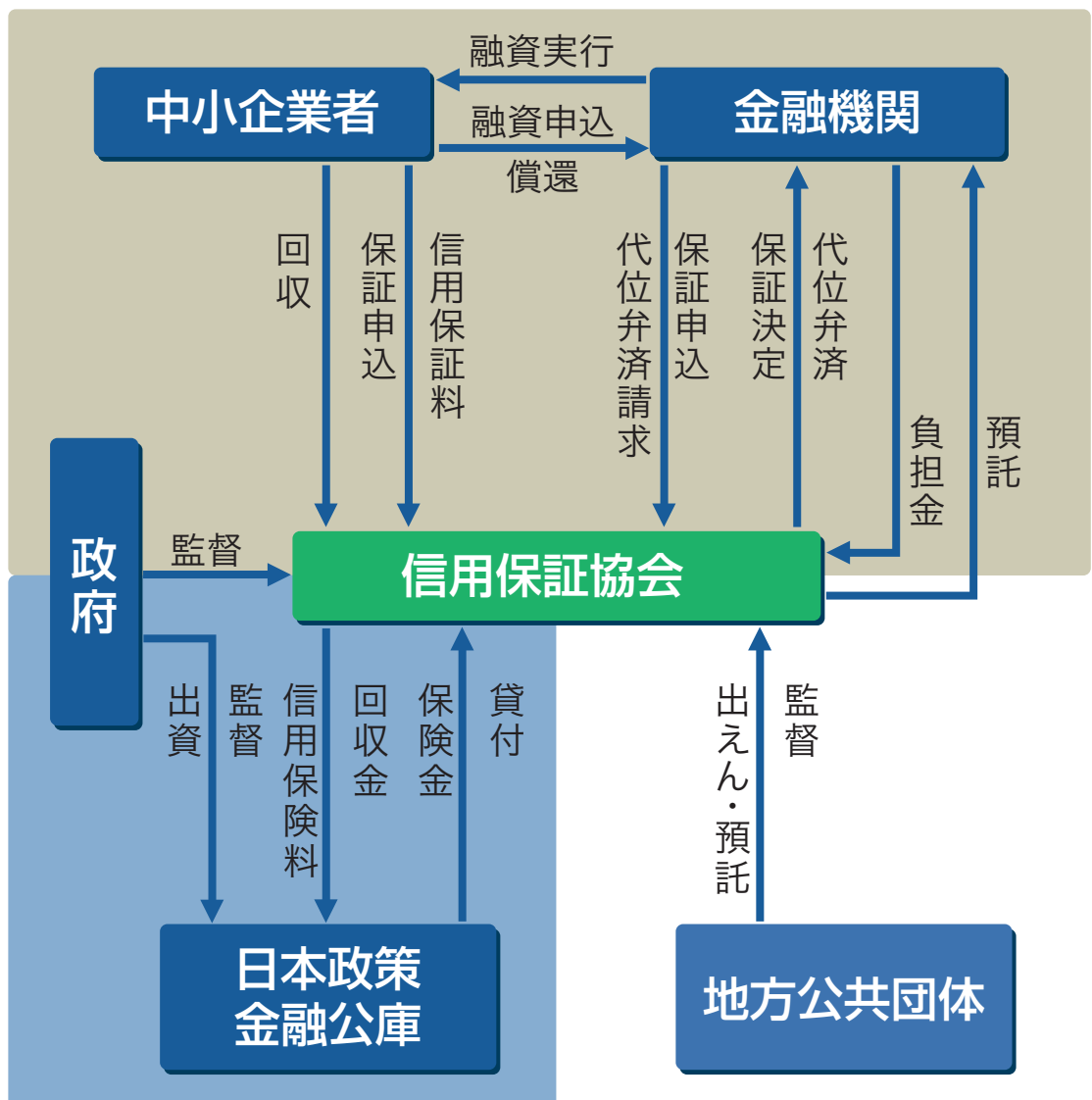
当協会は、電算システムの共同化に向けて「COMMON システム」への参加を決定し、平成29年1月10日(火)の本番稼働へ向け、準備を進めています。

※「COMMON システム」は、東京・千葉・静岡・愛知・福岡の5信用保証協会が共同して開発した基幹業務システムです。平成19年5月から稼働開始し、現在37の信用保証協会稼働しています。参加37協会の保証債務残高の合計は全国51協会の約8割を占めています。また、当協会含め4信用保証協会が参加準備を進めています。

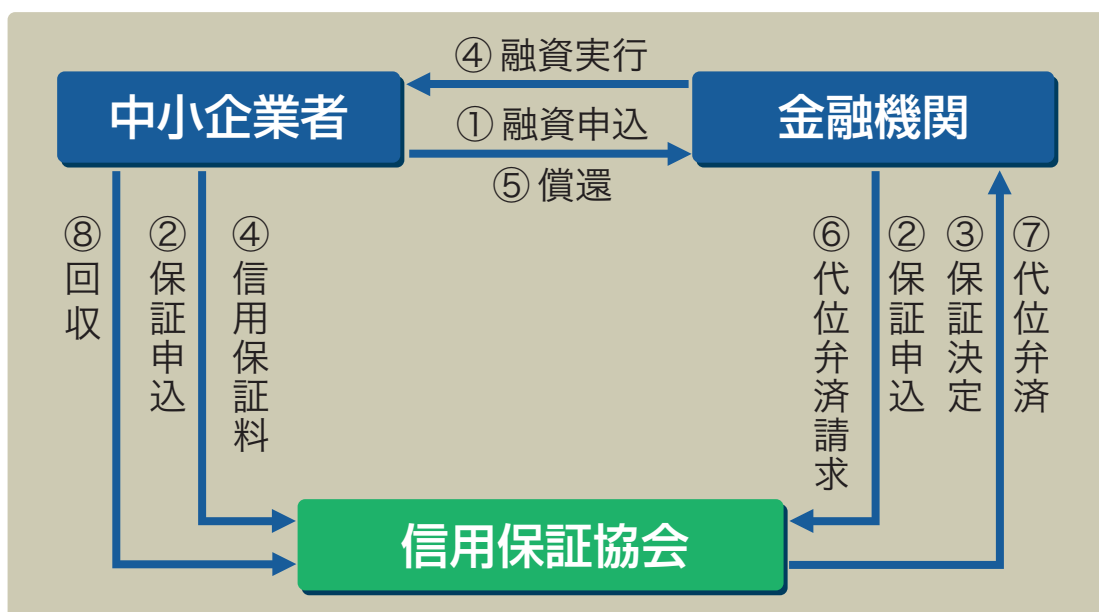
業務の紹介

■ 信用補完制度の仕組み

中小企業者の皆さまが金融機関から事業資金の融資を受けるとき、あるいは資本市場からの事業資金調達を目的とした私募債を発行するとき、保証協会が保証人となって借入や発行を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が「信用保証制度」です。この制度をより強固なものとするため「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）という保証協会のリスクを政府全額出資の日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。この2つの制度を総称して「信用補完制度」と呼んでいます。



■ 信用保証制度



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、当協会の三者です。

- ①～② 中小企業者からの融資申込を受理した金融機関は、当協会に保証申込(保証契約の申込)をします。同時に中小企業者は当協会に保証委託申込(保証委託契約の申込)をします。また、中小企業者が先に当協会に保証委託申込をし、当協会が借入希望金融機関にあっせんする方法もあります。
- ③ 当協会は審査のうえ、信用保証を適当と認めるときは保証します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。融資が実行されたとき(または契約締結したとき)、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通して当協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は当協会に保証債務の履行(代位弁済)の請求を行います。
- ⑦ 当協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を金融機関に支払います。(代位弁済)
- ⑧ 当協会は、以後、中小企業者の実情に即して回収を図ります。
また、平成13年4月からは、一部債権の管理回収を保証協会債権回収(株)に委託し、同社と一体となって回収を図っています。

■ 信用保険制度



日本政策金融公庫と当協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は当協会の保証に対して保険を引き受けます。当協会は、信用保証料から信用保険料を日本政策金融公庫に支払います。日本政策金融公庫は、当協会が金融機関に代位弁済したとき、代位弁済した元本の70%または80%を保険金として当協会に支払います。当協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

■ 地方公共団体と当協会との関係

地方公共団体では、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び金融機関と協調して制度融資を実施しています。

制度融資によっては、保証料の基本料率からの引き下げ分について保証料補給金の交付されるものや、損失補償契約に基づき、当協会が代位弁済の際に、日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の全部または一部を損失補償金として交付されるものがあります。

損失補償を受けたものについて中小企業者から弁済を受けた場合には、損失補償金の受領割合に応じて地方公共団体に返納します。

■ 預託

地方公共団体借入金を原資として、地方公共団体制度融資を推進するための預託を行っています。

■ 保証協会債権回収(株)との協力関係

当協会が金融機関に代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。この代位弁済後の求償権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のために欠かせない重要な業務です。

その業務を担うため、平成13年4月、全国52の信用保証協会が出資して設立された保証協会債権回収(株)が営業を開始しました。同社は、平成14年4月に香川営業所を開設し、債務者の個々の実情に即した細やかな対応のできる態勢をとってきました。

なお、平成27年度の保証協会債権回収(株)香川営業所による委託回収額は回収計画額90百万円に対して、99百万円の実績となりました。

信用保証協会のご利用にあたって

■ ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

(1) 企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人	—	300人以下

以下の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業種	資本金	従業員
1. ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
2. ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
3. 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
4. 旅館業	5,000万円以下	200人以下

なお、上記以外でも「中堅企業者」としてご利用いただける場合があります。

(2) 業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれますが、農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

また、許認可・届出等を要する事業を営んでいる(または、営む)場合は、当該事業に係る許認可等を受けている(または、受ける)ことが必要です。

(3) 所在地

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

(※1) 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

(※2) 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

(4) NPO 法人の保証取り扱いについて

平成27年10月1日より、下記の規模要件を満たす NPO 法人に対する保証の取扱いを開始しました。

- ・従業員数（雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含まれない）

製造業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小売業（飲食業を含む）	50人以下

- ・資本金

規模要件なし（NPO 法人には資本金の概念がない）

- ※ ・一部の保証制度を除いて、原則として全ての保証制度が利用可能。
- ・一部の保証制度を除いて、原則として全ての保証が責任共有制度対象。

■ 保証の内容

(1) 保証限度額

中小企業者に対する保証金額の最高限度額は、普通保証2億円（組合の場合は4億円）に、無担保保証8,000万円を加えた、2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円）が通常の限度額となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証制度もあります。また、香川県・市町の制度融資の保証については、それぞれの融資制度要綱等に定められている融資限度額が保証限度となります。

(2) 資金使途

中小企業者がある事業経営に必要な資金（運転資金および設備資金）に限られます。

- ① 金融機関の既存の債権の回収にあてる資金は、認められません。
ただし、協会が特別の事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- ② 特定事業（保証の対象となる事業）と非特定事業（保証の対象とならない事業）を兼業している場合は、当該資金が特定事業に使われることが明らかなものに限られます。

(3) 連帯保証人

次のような特別な事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

- ① 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者本人の配偶者（当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。）が連帯保証人となる場合
- ② 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があり協力者・支援者からその支援姿勢を証する書面の提出がある場合

(4) 担保

必要に応じ徴求します。

担保物件は原則として土地、建物等とします。

(5) 責任共有制度

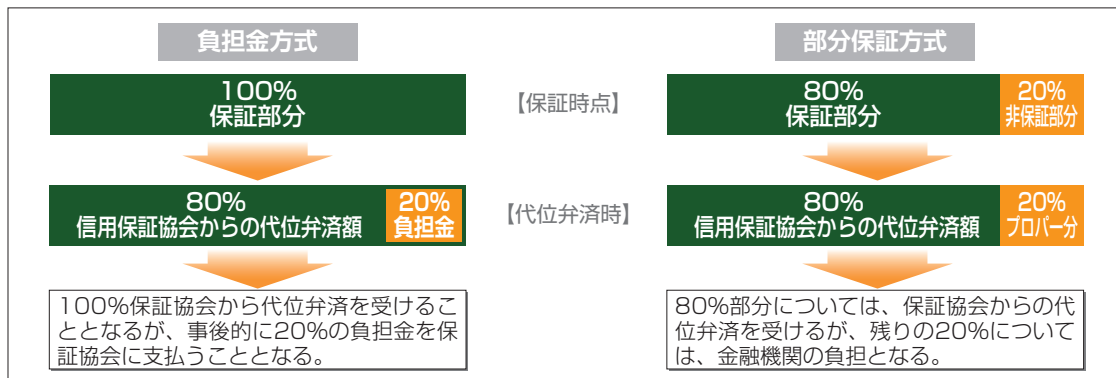
信用保証協会と金融機関とが責任を共有し、両者が連携して中小企業者の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月1日責任共有制度が導入されました。

【責任共有制とは】

従来、原則100%保証(全部保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があります。

金融機関が2つのうちからいずれかを選択して採用することとなっています。

金融機関の負担割合はいずれの方式においても同等です。



【対象となる制度は】

原則としてすべての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

【責任共有制度の対象外となる制度】

- 経営安定関連保証(セーフティネット)1号～6号
- 災害関係保証
- 特別小口保険に係る保証
- 創業関連保証(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保証
- 事業再生保証
- 小口零細企業保証(*)
- 求償権消滅保証
- 中堅企業特別保証
- 東日本大震災復興緊急保証
- 経営力強化保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)
- 事業再生計画実施関連保証(責任共有対象外保証を残高と同額以内で借換する場合)

〔*責任共有制度の対象から除外される保証制度として創設された全国統一保証制度です。〕

ご利用いただける方	従業員数 製造業…20名以下 卸・小売・サービス業…5名以下の法人・個人等
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度額	1,250万円(*1)
貸付形式	証書貸付、手形貸付、手形割引(*2)
保証期間	10年以内(据置1年以内)
返済方法	均等分割返済または一括返済(期間1年以内)
信用保証料	保証協会所定の料率

(*1) すでにご利用いただいている信用保証付の融資残高との合計が1,250万円となる必要があります。

(*2) 極度設定のある貸付・割引(根保証形式のもの)は除きます。

■ 信用保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業者のお客さまには、協会保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

信用保険料を計算する際の保険料率は、国が政令等で規定し、この保険料率の体系を踏まえて全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもと、信用保証料率のガイドラインを作成しています。このガイドラインに基づき、保証協会は保証料率を決定しています。

(1) 信用保証料率体系

特定の保証制度を除き保証料率は、お客さまの経営状態等を踏まえた9区分となっており、中小企業信用リスク情報データベースにより、お客さまの確定決算内容を評価し、料率を決定します。

基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有対象外保証料率」が適用されます。

また、保証料率算定の基準となる金額区分は、「責任共有保証料率」、「責任共有外保証料率」とともに、「保証付融資合計額」となっています。

区分	責任共有保証料率(%) (特殊保証)	責任共有外保証料率(%) (特殊保証)
1	1.90 (1.62)	2.20 (1.87)
2	1.75 (1.49)	2.00 (1.70)
3	1.55 (1.32)	1.80 (1.53)
4	1.35 (1.15)	1.60 (1.36)
5	1.15 (0.98)	1.35 (1.15)
6	1.00 (0.85)	1.10 (0.94)
7	0.80 (0.68)	0.90 (0.77)
8	0.60 (0.51)	0.70 (0.60)
9	0.45 (0.39)	0.50 (0.43)

* 「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を借入金額に対する率で表示したものです。

* 「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率で表示したものです。

* 「特殊保証」とは、「手形割引根保証」、「当座貸越根保証(カードローンを含む)」を指します。

(2) 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客さまの財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」という)により評価しています。CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

(3) 信用保証料の計算

信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

① 返済方法が一括返済の場合

保証金額×保証期間／365×保証料率(年率)

② 返済方法が均等分割返済の場合

保証金額×保証期間／365×保証料率(年率)×分割返済回数別係数*

* 分割返済回数別係数は返済回数によって決定します。

分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
分割返済回数別係数	0.700	0.650	0.600	0.550

(4) 料率が一律の保証

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

セーフティネット保証等は、政策的配慮から一律の保証料率で料率も低く設定されていますが、経営状況が良好な中小企業の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。

ご利用に際しては、セーフティネット保証利用のメリットと一般保証を利用した場合の信用保証料のメリット等を考慮の上、いずれかを選択していただくことができます。

* 個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

(5) 信用保証料の支払い等

信用保証料は、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

保証申込時に、「保証料分納承認依頼書」を提出いただき、当協会が承認した場合は、信用保証料を分納することができます。

■ 取扱保証制度(平成28年8月1日現在)

主な協会保証制度

保証制度名	概要	保証限度額 ()は組合	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
手形貸付 根保証	手形貸付により一定の範囲内での反復継続的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
						1.00		対象外
手形割引 根保証	手形割引により一定の範囲内での反復継続的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	2年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.77		対象外
当座貸越 (貸付専用型) 根保証	経営に必要な資金を当座貸越の保証により反復継続かつ安定的に必要とされる方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.39～ 1.62		対象
						0.77		対象外
事業者カード ローン当座 貸越根保証	経営に必要な資金を当座貸越の保証によりカード・通帳等を用いて反復継続かつ安定的に必要とされる方	100万円以上 1,250万円以内	1年間 もしくは 2年間	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.39～ 1.62	○	対象
						0.77		対象外
						0.39～ 1.62		対象
長期経営 資金保証	長期的展望から長期経営資金が必要な方	2,000万円以上 2億円以内	3年以上 運転15年以内 設備20年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
経営安定 関連保証 (セーフティ ネット保証)	経営安定1～8号の認定を受けた特定中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内	運転資金	金融機関 所定利率	0.85		対象外
						0.75		対象
中小企業特 定社債保証	一定の要件を満たす中小企業者の発行する社債(私募債)について行う保証	4億5,000万円	7年以内	事業資金	発行体 所定利率	0.45～ 1.90	○	対象
						0.45～ 1.90		対象
流動資産担 保融資保証	売掛債権及び棚卸資産を担保とした融資に対する保証	2億円	個別1年以内 根保証1年間	事業資金	金融機関 所定利率	0.68		対象
小口零細 企業保証	一般的な事業資金が必要な小規模事業者の方	1,250万円	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.50～ 2.20	○	対象外
予約保証	一時的かつ緊急的な資金需要に迅速にこたえることを目的とした保証	2,000万円	5年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.60～ 1.90	○	対象
		500万円	7年以内			0.70～ 2.20		対象外
経営力 強化保証	金融機関が認定経営革新等支援機関と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とした制度	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.45～ 1.75	○	対象
						0.5～2.0		対象外
事業再生計画 実施関連保証	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内	事業資金	金融機関 所定利率	0.80		対象
						1.00		対象外

経営力向上関連保証制度	認定経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を行う中小企業者の方	8億8,000万円以内 (16億8,000万円以内)	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.75 1.10	保証 料率 1.10 適用有	対象
						0.85		対象外

協会独自保証制度

保証制度名	概要	限度額	保証期間	資金用途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
パワーアップ保証	成長が見込まれる中小企業で、リピート資金を必要とされる方	1億	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45 ~ 1.15	○	対象
コラボさめき保証	金融機関からの継続的な支援が見込める方(プロパー協調)	1億6000万円 (CRD区分7以上) 8000万 (CRD区分4から6)	10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45 ~ 1.35	○	対象
グローアップ根保証	小規模な事業者で、小口資金の反復利用が必要な方	50万円以上 500万円以内	1年 または 2年	事業資金	金融機関 所定利率	0.39 ~ 1.62	○	対象
ステップアップ保証	小規模な事業者で、長期資金が必要な方	1000万円	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	金融機関 所定利率	0.45 ~ 1.90	○	対象
経営サポート保証	事業計画の策定支援や継続的な経営支援が必要な方	2億8000万円 (4億8000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内	事業資金	2.50以内	0.20 ~ 1.40	○	対象

香川県の制度融資保証

保証制度名		概要	保証限度額	保証期間	資金用途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
新規創業 融資保証	一般タイプ	県内で新たに事業を開始しようとする方 (開始して1年未満の方を含む)	1,500万円	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.58		対象外
	開業プラン サポートタイプ	(財)香川産業支援財団の支援を受けて、県内で新たに事業を開始しようとする方	1,000万円	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.58		対象外
フロンティア 融資保証	ベンチャー 企業育成支援	知事の承認・認定を受けた事業の実施に運転・設備資金が必要な方	5,000万円	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.75		対象
	新事業進出 支援	新事業に進出するために運転・設備資金が必要な方	8,000万円 (運転資金は 5,000万円)	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.65	0.40～ 1.55	○	対象
経営活性化 支援融資保証		経営の効率化、安定化のための設備資金が必要な方	8,000万円	設備7年以内	設備資金	1.70以内	0.40～ 1.55	○	対象
経営安定 融資保証		経営合理化のための運転・設備資金が必要な方	8,000万円	運転5年以内 設備7年以内	運転資金 設備資金	2.00以内	0.40～ 1.55	○	対象
		短期の運転資金が必要な方	1,000万円	1年以内	運転資金	1.90以内	0.40～ 1.55	○	一部 対象外
経済変動 対策 融資保証		経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な方	8,000万円	7年以内	運転資金	1.60	0.40～ 1.55	○	対象
	7年超 10年以内			1.80			0.40～ 1.55	○	一部 対象外
中小企業 再生 支援 融資保証		香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、その計画に基づき事業の再生を図ろうとする方	8,000万円	10年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.80	○	対象
							1.00		対象外
工場等 立地 促進 資金等 融資保証		工場等の整備に設備資金が必要な方	5億円	10年以内	設備資金	2.00以内	0.40～ 1.55	○	対象
		物流施設の整備に設備資金が必要な方	1億円 (知事が必要と認める場合は3億円)	10年以内	設備資金		0.40～ 1.55	○	対象
小口零細 企業 融資保証		一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	1,250万円	7年以内	運転資金 設備資金	1.90	0.45～ 1.75		対象外
							0.60		対象外
	7年超 10年以内			運転資金 設備資金	2.10		0.45～ 1.75		対象外
						0.60		対象外	
商店街 活性化 融資保証		県内の商店街ですでに事業を行っている、若しくは事業を行おうとしている方	5,000万円 (運転資金は 2,000万円)	運転7年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.50	0.40～ 1.55	○	対象
							0.60		一部 対象外
B C P 策 定 企 業 融 資		BCPを策定し、香川県BCP優良取組事業所認定制度に基づく、表彰又は認定を受けた方	8,000万円 (運転資金は 5,000万円)	運転5年以内 設備10年以内	運転資金 設備資金	1.50	0.21～ 0.85	○	対象

市町の制度融資保証

保証制度名	概要	保証限度額 ()は組合	保証期間	資金使途	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%)	担保 割引 適用	責任 共有 対象
市町小口融資保証(特産振興小口融資)	県内において、事業を営む小規模企業者であって、各市町の定めるところによる	700万円以内であって、各市町の定めるところによる	6年以内であって、各市町の定めるところによる	運転資金 設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
						0.60		一部 対象外
坂出市公害防止施設整備資金融資保証	事業活動に伴って生ずる公害を防止するための施設の設置または改善の資金が必要な方	1,000万円	5年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
丸亀市団扇工業振興融資保証	団扇の製造にかかる運転資金が必要な方	750万円 (4,500万円)	12ヵ月以内	運転資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
丸亀市新風融資保証	市内において、新たに事業を開始するための運転・設備資金が必要な方	500万円	5年以内	運転資金 設備資金	2.00	0.58		対象外
坂出市小売商業近代化資金融資保証	店舗近代化に設備資金が必要な方	500万円以上 800万円以内	7年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
丸亀市小売商業近代化資金特別融資保証	店舗近代化に設備資金が必要な方	2,000万円 (4,000万円)	個人・会社10年以内 組合20年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
普通寺市小売商業近代化資金融資保証	大型店進出等による流出購買力を確保するために行う店舗の新築、増改築及び改装資金の必要な方	250万円超 700万円以内	98ヵ月以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象
観音寺市小売商業近代化資金融資保証	店舗近代化に設備資金が必要な方	800万円	7年以内	設備資金	2.00	0.40～1.55	○	対象

コンプライアンス態勢

信用保証制度の成り立ちから考えても、信用保証協会の公共的使命は大きく、その社会的責任も非常に重いものがあります。また、信用保証という基本的業務からすれば、信用保証協会にとっては、社会的責任そのものがその経営資源の基本であると考えます。

そこで、香川県信用保証協会としても、公共的使命に反し、その信用を損なうことがないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが重要であるという観点から、コンプライアンス・マニュアルを策定し役職員一丸となって実践しています。

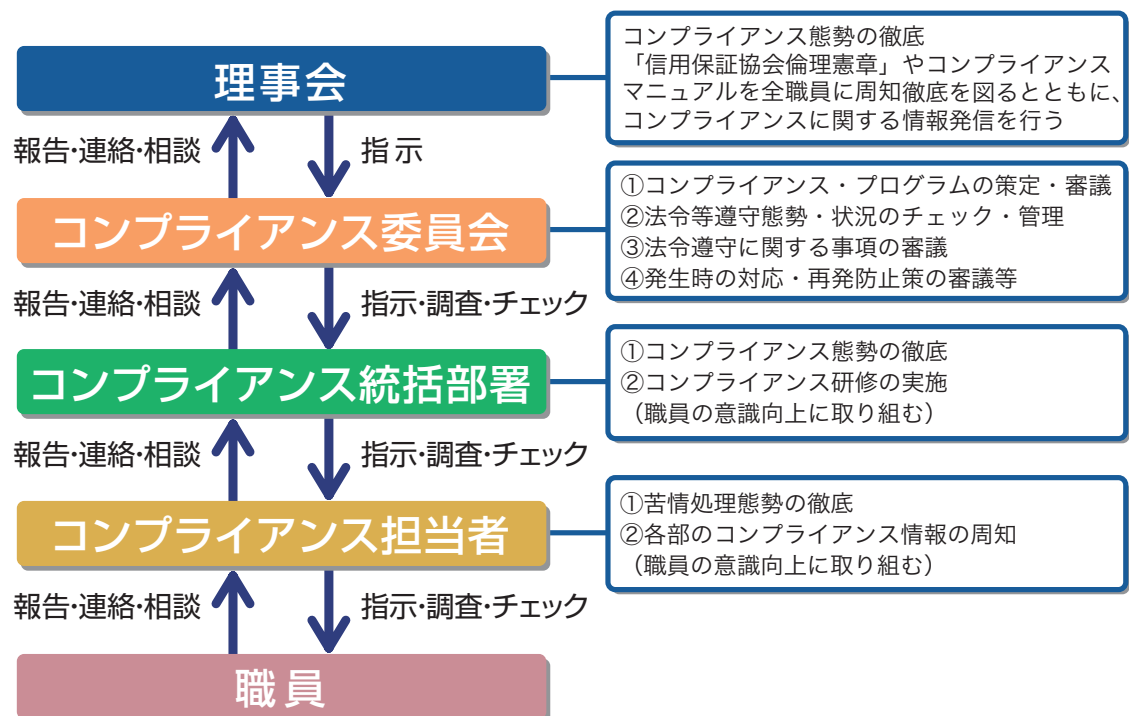
■ 基本的姿勢

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任
公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
2. 法令やルールの厳格な遵守
あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
3. 反社会的勢力との対決
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

* この「基本的姿勢」は、平成10年1月に制定の信用保証協会倫理憲章に基づき作成しています



個人情報保護への取り組み

■ 個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法(昭和28.8.10法律 第196号)」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・ 当協会は、「個人情報保護法」第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・ 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- ・ 請求の方法は当協会窓口に備置してある「[保有個人データ]開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参(又は郵送)ください。
- ・ 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料(申請書1枚につき500円)をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・ 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- ・ お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・ お客様の個人情報を「個人情報保護法」第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・ (6)(7)の具体的な手続につきましては「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3. (3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

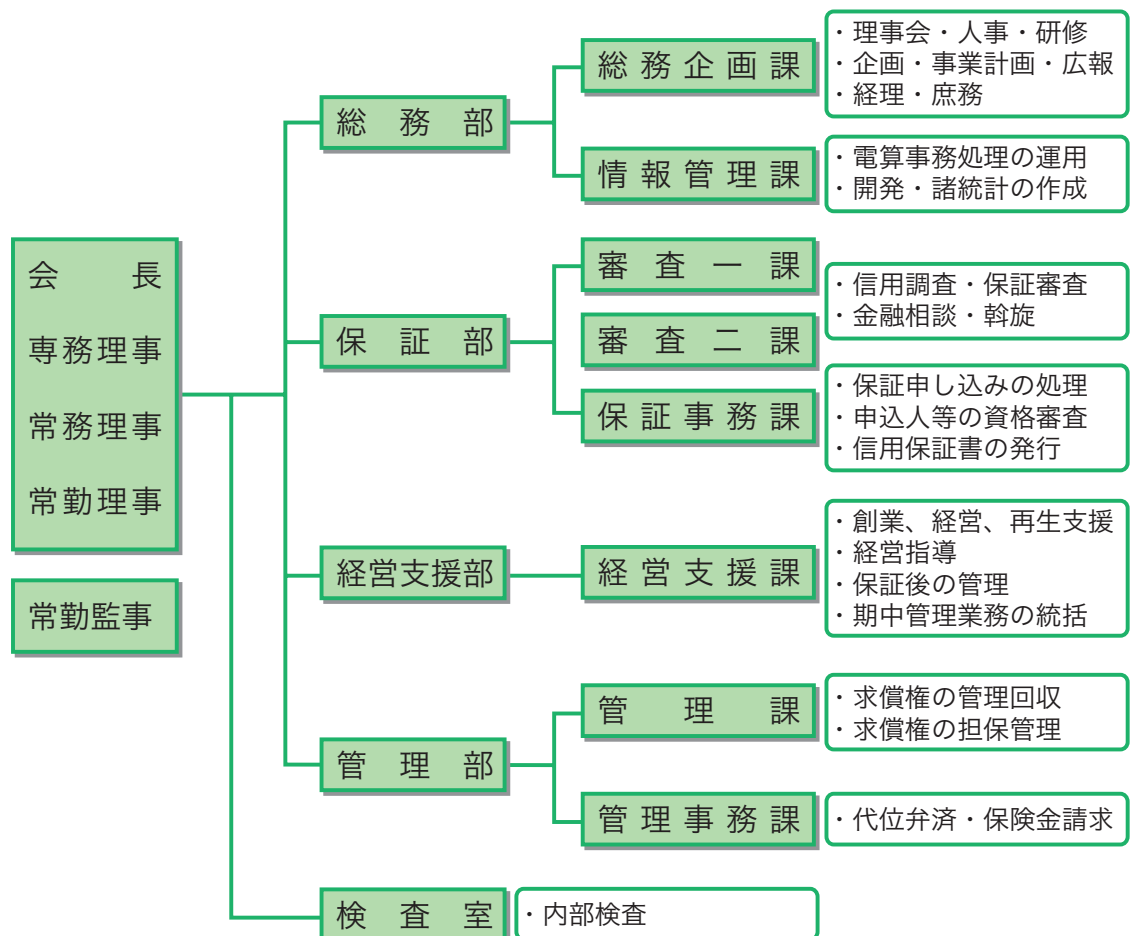
当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所	高松市福岡町二丁目2番2-101号
電話番号	087-851-0061
部 署 名	総務部 総務企画課

役員・組織図

役員名	氏名	公職
会 長	高木 孝征	
専務理事	合田 隆行	
常務理事	香西 一憲	
常勤理事	栗本 博	
理 事	安藤 照文	県商工労働部長
//	大西 秀人	高松市長
//	綾 宏	坂出市長
//	梶 正治	丸亀市長
//	小野 正人	県町村会会長
//	森田 紘一	県商工会議所連合会副会長
//	篠原 公七	県商工会連合会会長
//	国東 照正	県中小企業団体中央会会長
//	小槌 和志	百十四銀行取締役常務執行役員
//	川井 幸治	香川銀行常務取締役
//	塩飽 和志	中国銀行取締役四国地区本部長
//	蓮井 明博	高松信用金庫理事長
//	植田 恭弘	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	梶原 昌幸	
監 事	新佐 耕二	日本公認会計士協会四国会顧問
//	水谷 正裕	穴吹エンタープライズ顧問
顧 問	菱川 功	日本銀行高松支店長

(平成28年8月1日現在)



資料編

○ 業務サマリー

保証申込 (単位：件、百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	5,737	4,662	3,672	3,188	3,637
金額	63,803	52,047	37,696	32,189	37,247

保証承諾 (単位：件、百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	5,660	4,591	3,630	3,155	3,609
金額	62,842	51,039	37,189	31,803	36,755

保証申込取消 (単位：件、百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	85	68	48	32	29
企業数	78	66	48	32	28
金額	1,039	680	465	285	387

保証後取消 (単位：件、百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	32	41	39	16	32
企業数	32	40	39	16	31
金額	350	439	481	127	511

保証債務残高 (単位：件、百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	20,006	18,887	17,537	16,079	14,949
企業数	9,820	9,442	8,945	8,356	7,915
金額	157,464	143,400	124,419	107,782	99,482

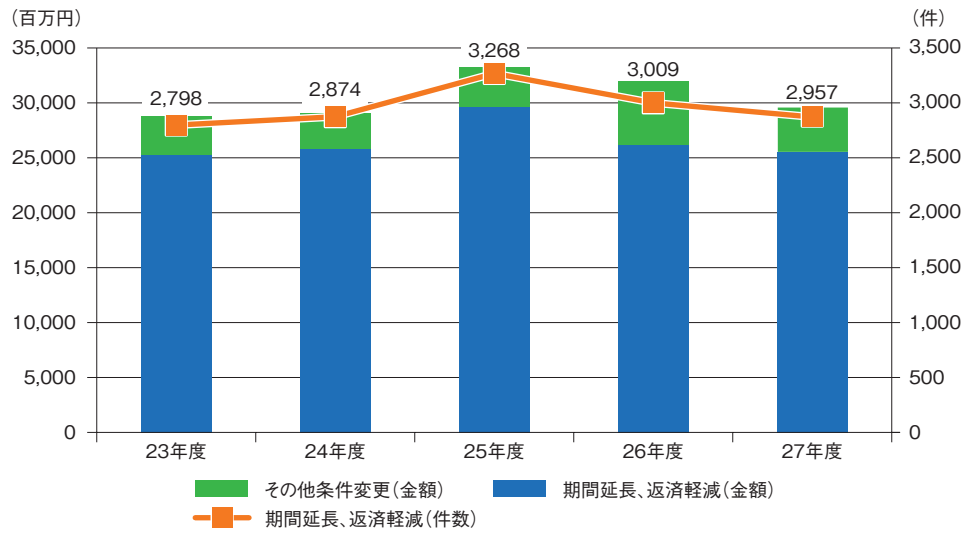
代位弁済(元利) (単位：件、百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
件数	397	393	210	220	183
企業数	159	158	101	99	84
金額	2,990	3,278	1,760	1,501	1,377

回収 (単位：件、百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
金額	943	887	983	836	551

○ 条件変更取り組み状況の推移



(単位：件、百万円)

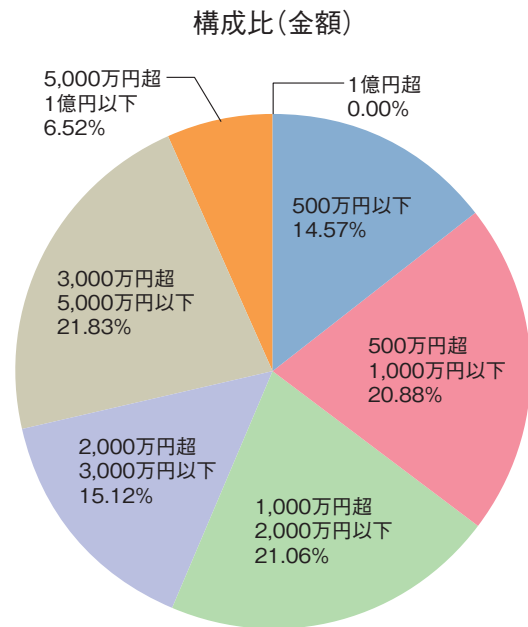
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全条件変更	3,246	28,774	3,297	29,025	3,644	33,254	3,664	31,956	3,395	29,089
期間延長、返済緩和	2,798	25,283	2,874	25,830	3,268	29,631	3,009	26,144	2,957	25,540
その他条件変更	448	3,491	423	3,195	376	3,623	655	5,812	438	3,549

全条件変更は、期間延長、返済軽減及びその他条件変更を合計したものです。

○ 金額別保証承諾 (平成27年度)

(単位：件、百万円)

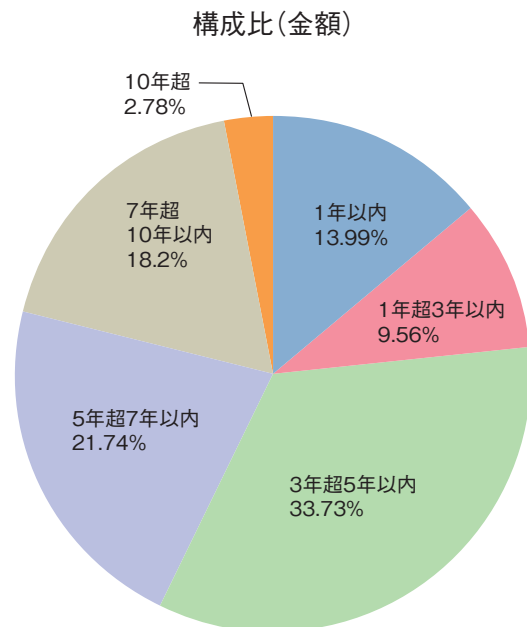
区 分	件 数	金 額
100万円以下	290	259
100万円超 200万円以下	337	610
200万円超 300万円以下	512	1,479
300万円超 400万円以下	197	751
400万円超 500万円以下	458	2,261
500万円超 1,000万円以下	902	7,676
1,000万円超 2,000万円以下	471	7,741
2,000万円超 3,000万円以下	210	5,559
3,000万円超 5,000万円以下	195	8,023
5,000万円超 1億円以下	37	2,396
1億円超	0	0
合 計	3,609	36,755



○ 期間別保証承諾 (平成27年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
3カ月以内	19	212
3カ月超 6カ月以内	55	559
6カ月超 1年以内	421	4,369
1年超 2年以内	214	2,299
2年超 3年以内	216	1,215
3年超 4年以内	96	464
4年超 5年以内	1,491	11,935
5年超 6年以内	254	2,374
6年超 7年以内	429	5,616
7年超 8年以内	46	767
8年超 9年以内	11	142
9年超 10年以内	309	5,781
10年超 15年以内	46	959
15年超	2	61
合 計	3,609	36,755

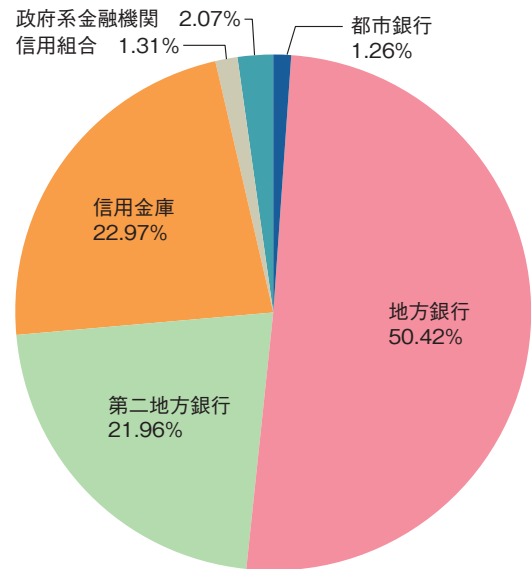


○ 金融機関別保証承諾 (平成27年度)

(単位：件、百万円)

区 分	件 数	金 額
都市銀行	20	462
地方銀行	1,717	18,533
第二地方銀行	789	8,072
信用金庫	941	8,444
信用組合	105	482
政府系金融機関	37	762
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	3,609	36,755

構成比(金額)

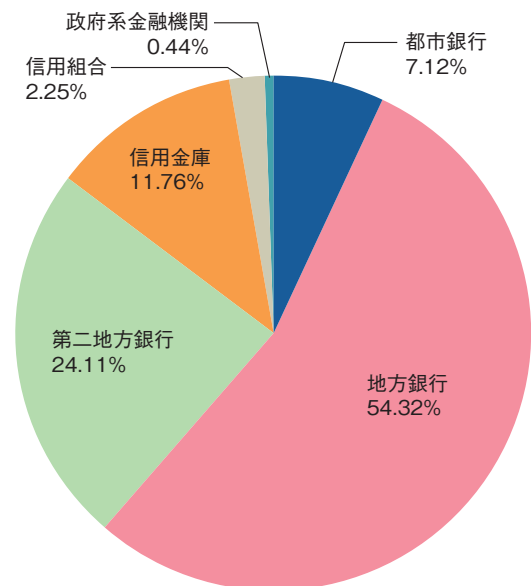


○ 金融機関別代位弁済 (平成27年度)

(単位：件、百万円)

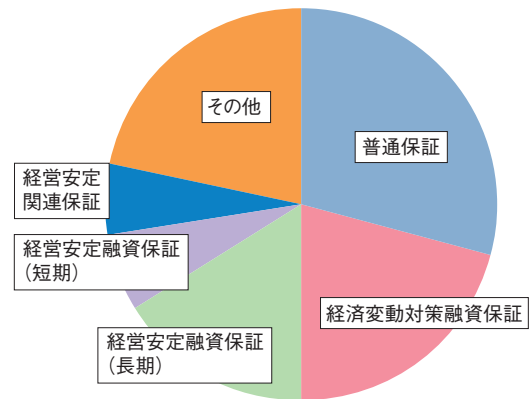
区 分	件 数	金 額
都市銀行	4	98
地方銀行	92	748
第二地方銀行	55	332
信用金庫	25	162
信用組合	6	31
政府系金融機関	1	6
保険会社	0	0
その他の金融機関	0	0
合 計	183	1,377

構成比(金額)



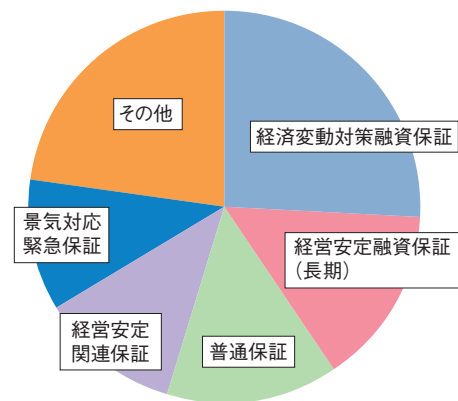
○ 制度別保証承諾 (平成27年度)

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	普通保証	10,759	29.27
2	経済変動対策融資	7,651	20.82
3	経営安定融資(長期)	5,975	16.26
4	経営安定融資(短期)	2,271	6.18
5	手形貸付根保証	2,165	5.89



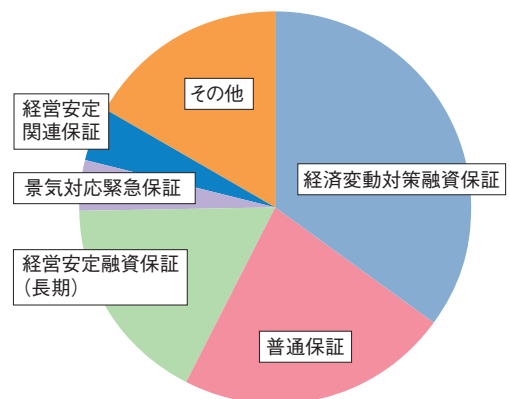
○ 制度別代位弁済 (平成27年度)

	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	358	26.02
2	経営安定融資(長期)	202	14.64
3	普通保証	195	14.15
4	経営安定関連	163	11.85
5	景気対応緊急保証	146	10.61



○ 制度別保証債務残高 (平成27年度)

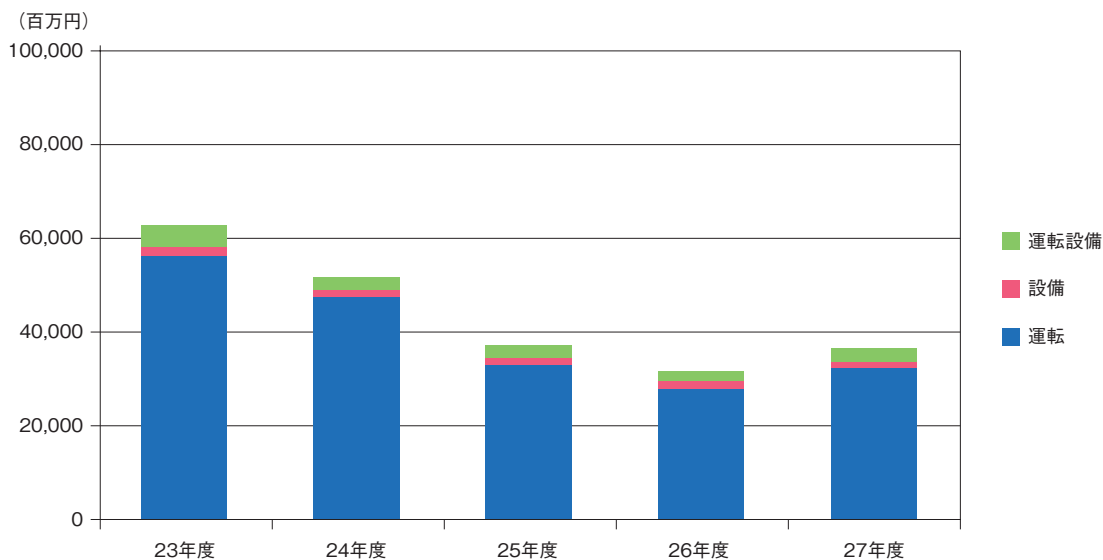
	保証制度	金額(百万円)	構成比(%)
1	経済変動対策融資	34,976	35.16
2	普通保証	22,454	22.57
3	経営安定融資(長期)	16,980	17.07
4	景気対応緊急保証	4,333	4.36
5	経営安定関連	4,158	4.18



○ 資金使途別保証承諾

(単位：件、百万円)

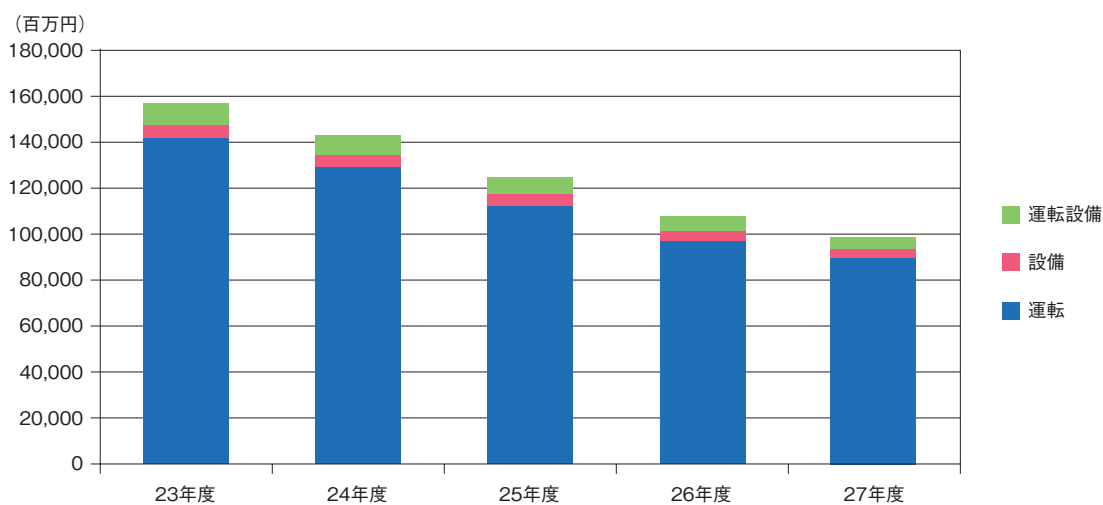
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	5,055	56,231	4,136	47,064	3,183	33,024	2,783	28,717	3,177	32,716
設 備	254	1,752	223	1,349	233	1,416	179	997	193	1,345
運転設備	351	4,859	232	2,627	214	2,748	193	2,089	239	2,693
合 計	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803	3,609	36,755



○ 資金使途別保証債務残高

(単位：件、百万円)

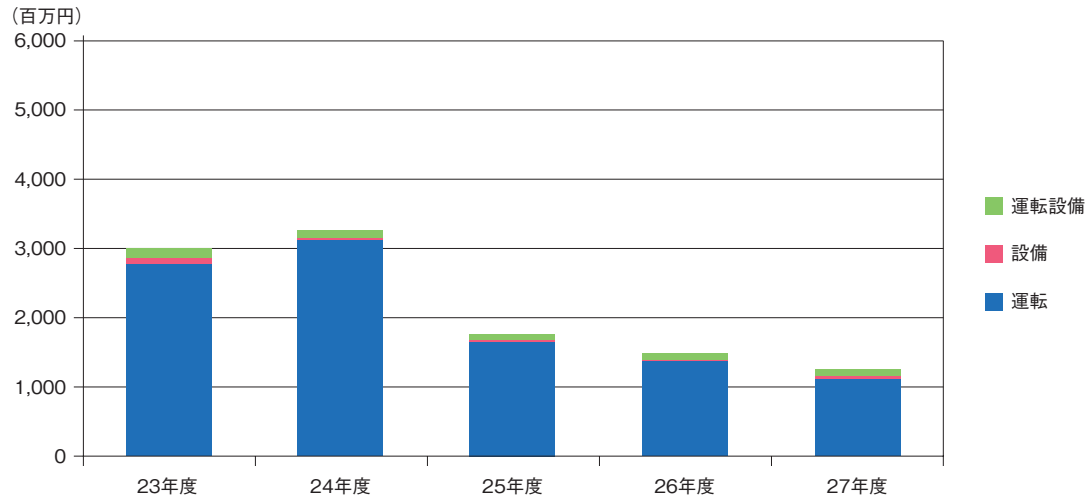
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	17,673	142,411	16,653	129,442	15,481	112,064	14,159	96,977	13,098	89,136
設 備	1,228	5,875	1,175	5,453	1,131	5,196	1,061	4,660	1,026	4,599
運転設備	1,105	9,178	1,059	8,505	925	7,159	859	6,145	825	5,748
合 計	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782	14,949	99,482



○ 資金使途別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

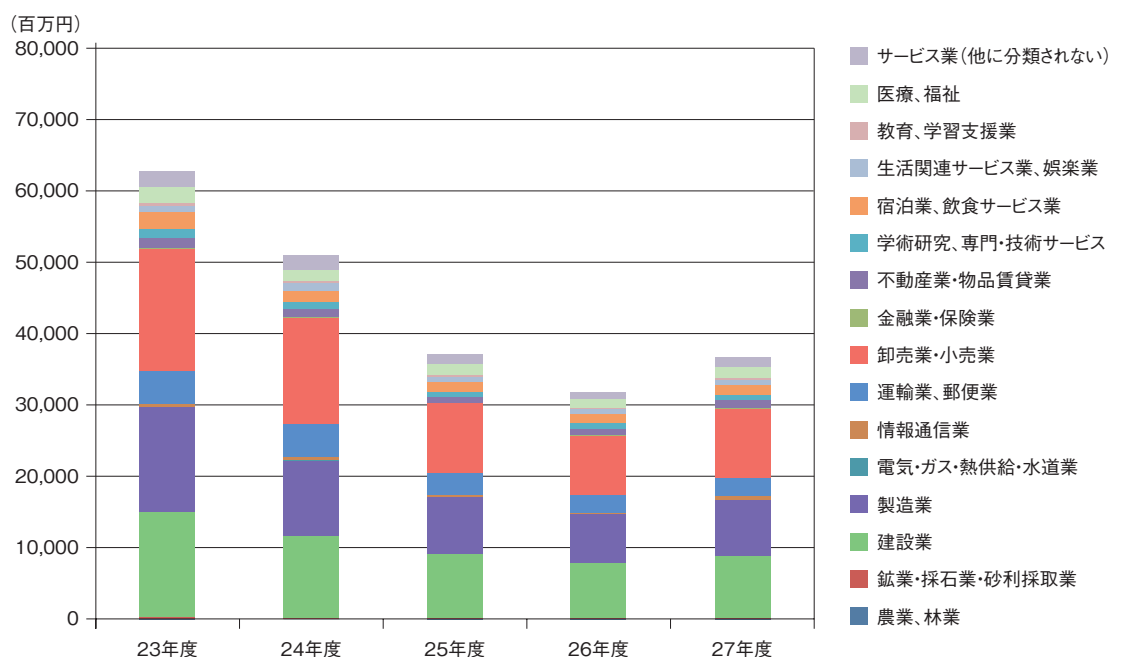
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
運 転	365	2,793	365	3,133	190	1,650	202	1,389	173	1,275
設 備	19	88	11	42	9	38	10	24	3	11
運転設備	13	109	17	103	11	73	8	87	7	90
合 計	397	2,990	393	3,278	210	1,760	220	1,501	183	1,377



○ 業種別保証利用状況（保証承諾）

（単位：件、百円）

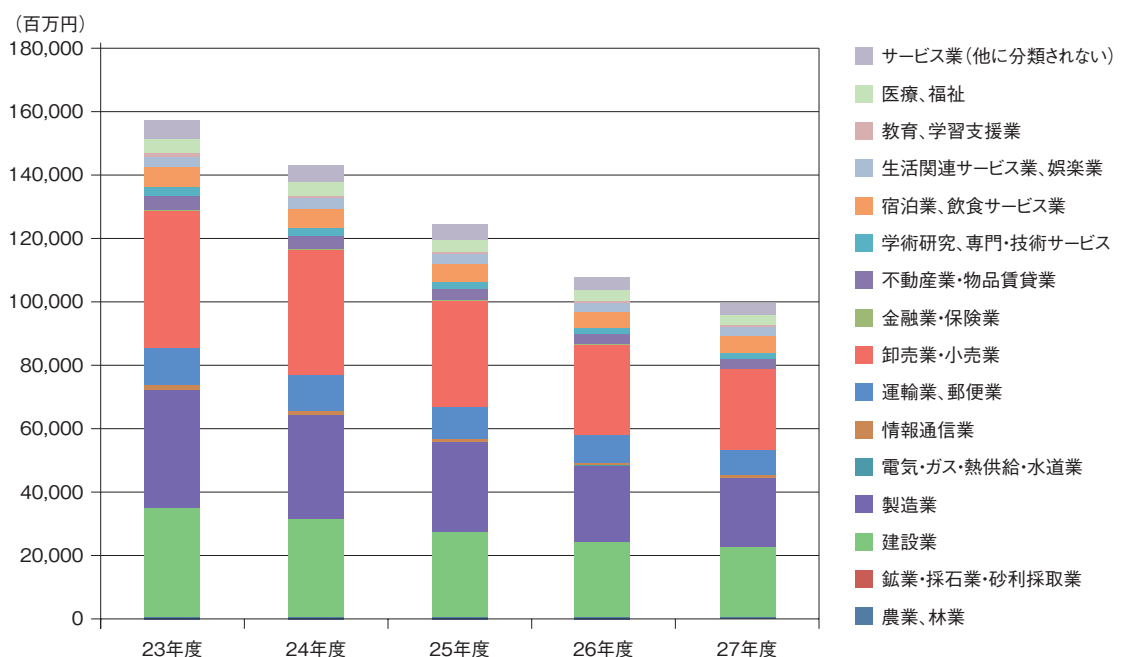
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	4	9	0	0	2	6	1	3	1	2
鉱業・採石業・砂利採取業	13	211	6	55	10	133	5	80	7	122
建設業	1,402	14,761	1,124	11,559	870	8,955	789	7,815	953	8,689
製造業	1,031	14,667	776	10,581	628	7,928	550	6,742	598	7,828
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	4	28	8	65	4	54	5	53
情報通信業	64	457	67	517	24	199	19	174	43	471
運輸業、郵便業	332	4,605	289	4,495	214	3,147	168	2,450	172	2,580
卸売業・小売業	1,613	17,202	1,337	14,995	1,015	9,814	868	8,380	973	9,745
金融業・保険業	15	63	12	41	8	44	5	33	8	66
不動産業・物品賃貸業	126	1,403	107	1,225	78	775	94	975	89	1,169
学術研究、専門・技術サービス	168	1,307	153	973	136	703	122	751	127	650
宿泊業、飲食サービス業	300	2,301	245	1,530	222	1,445	189	1,224	213	1,424
生活関連サービス業、娯楽業	113	922	88	1,015	80	684	85	817	75	694
教育、学習支援業	30	422	19	308	23	272	13	94	19	234
医療、福祉	185	2,188	144	1,656	131	1,544	103	1,164	141	1,650
サービス業（他に分類されない）	264	2,325	220	2,063	181	1,474	140	1,046	185	1,379
合計	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803	3,609	36,755



○ 業種別保証利用状況(保証債務残高)

(単位：件、百万円)

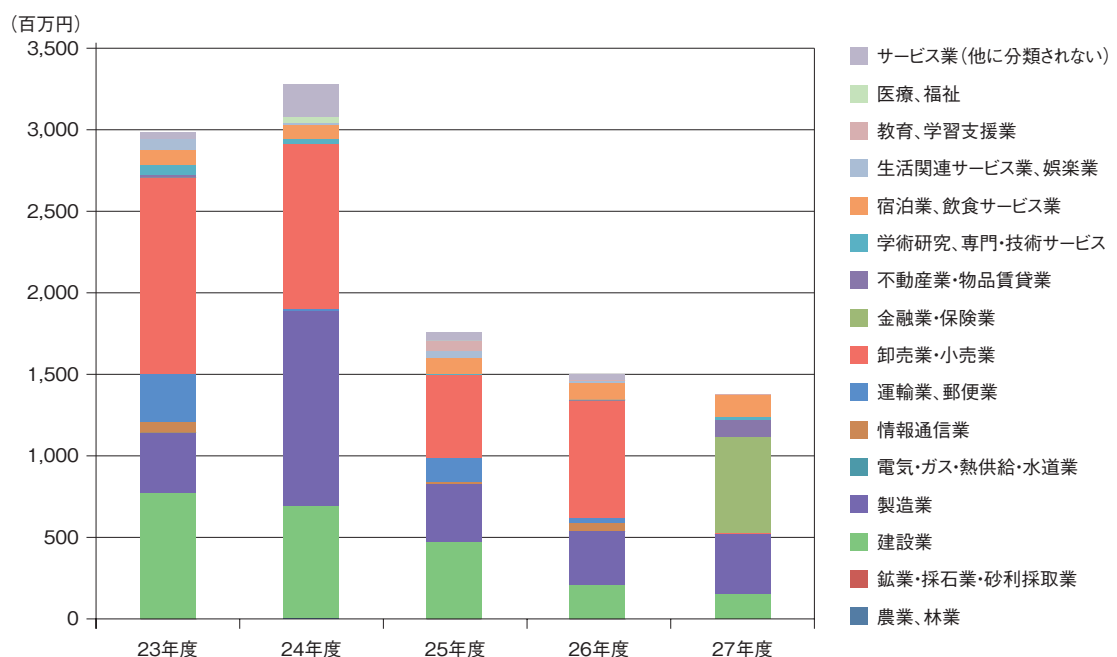
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	6	16	5	11	7	11	2	3	3	4
鉱業・採石業・砂利採取業	54	544	46	430	47	428	43	388	45	411
建設業	4,642	34,338	4,371	30,999	4,079	27,013	3,798	23,793	3,575	22,119
製造業	3,764	37,325	3,438	32,817	3,137	28,248	2,839	24,206	2,572	21,856
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	4	28	12	72	15	103	18	135
情報通信業	283	1,542	277	1,425	237	1,104	195	827	154	799
運輸業、郵便業	1,174	11,788	1,128	11,355	1,025	9,799	961	8,636	893	7,858
卸売業・小売業	5,525	43,170	5,175	39,406	4,821	33,725	4,371	28,533	3,871	25,641
金融業・保険業	33	97	33	87	30	81	26	68	24	96
不動産業・物品賃貸業	592	4,662	562	4,178	493	3,512	463	3,179	411	2,954
学術研究、専門・技術サービス	557	2,726	543	2,537	530	2,240	484	1,910	529	2,051
宿泊業、飲食サービス業	1,204	6,332	1,193	6,087	1,162	5,779	1,098	5,302	1,151	5,394
生活関連サービス業、娯楽業	533	3,315	525	3,290	489	2,918	452	2,740	472	2,754
教育、学習支援業	108	956	101	847	104	787	90	648	73	497
医療、福祉	564	4,445	571	4,261	536	3,905	486	3,401	490	3,367
サービス業(他に分類されない)	967	6,208	915	5,644	828	4,796	756	4,046	668	3,545
合計	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782	14,949	99,482



○ 業種別保証利用状況(代位弁済元利)

(単位：件、百万円)

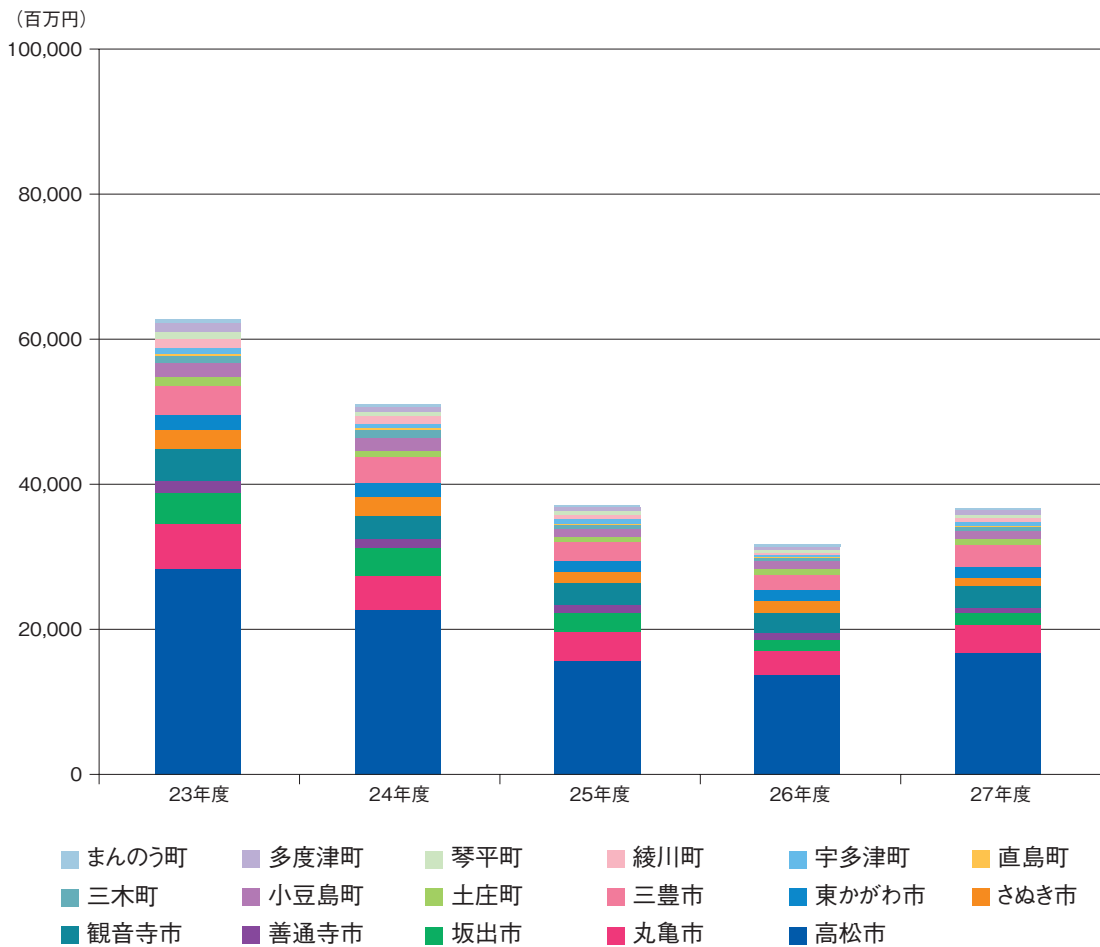
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業、林業	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	118	771	90	692	48	468	34	204	26	153
製造業	43	372	102	1,192	31	359	46	332	42	365
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	8	62	2	6	4	11	8	50	1	1
運輸業、郵便業	40	295	3	11	17	151	4	31	1	1
卸売業・小売業	139	1,207	131	1,007	66	507	88	723	80	595
金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業・物品賃貸業	1	15	1	6	0	0	1	4	5	108
学術研究、専門・技術サービス	6	63	2	29	1	3	0	0	3	14
宿泊業、飲食サービス業	20	88	31	87	25	99	20	101	21	135
生活関連サービス業、娯楽業	17	70	4	12	5	46	7	18	3	4
教育、学習支援業	1	1	0	0	4	62	4	3	1	1
医療、福祉	1	2	4	32	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されない)	3	41	22	204	9	55	8	35	0	0
合計	397	2,990	393	3,278	210	1,760	220	1,501	183	1,377



○ 地域別保証承諾

(単位：件、百万円)

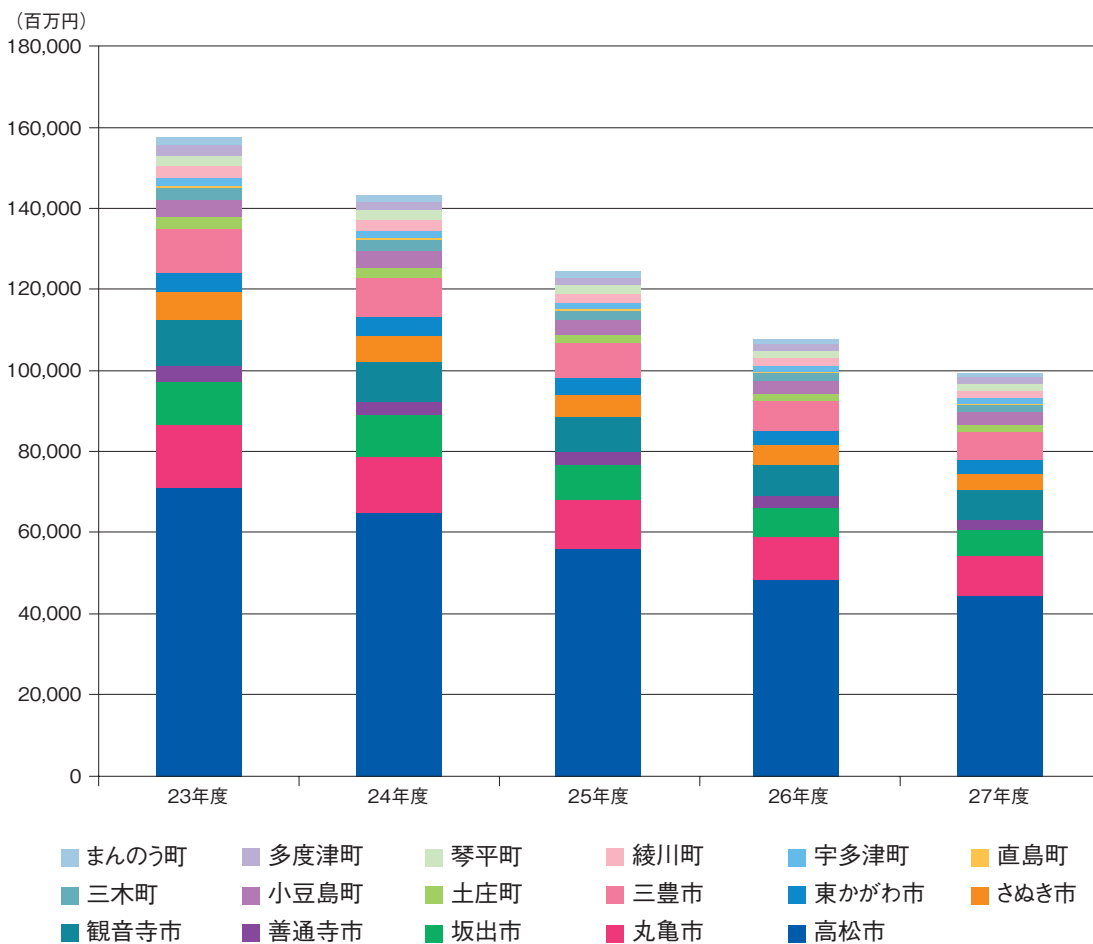
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	2,450	28,322	1,972	22,622	1,538	15,630	1,293	13,689	1,434	16,737
丸亀市	546	6,234	448	4,807	366	3,998	345	3,349	398	3,792
坂出市	343	4,218	259	3,830	203	2,600	160	1,457	193	1,699
善通寺市	168	1,736	116	1,181	107	1,169	99	1,040	95	791
観音寺市	436	4,371	350	3,205	305	2,969	300	2,753	340	2,905
さぬき市	267	2,627	252	2,546	169	1,572	166	1,553	141	1,182
東かがわ市	187	1,980	162	2,022	137	1,512	133	1,557	118	1,428
三豊市	409	4,097	364	3,488	289	2,523	210	2,075	328	3,059
土庄町	108	1,222	79	925	71	730	78	916	76	843
小豆島町	165	1,901	124	1,782	94	1,124	91	976	105	1,169
三木町	112	1,048	113	1,085	65	610	57	489	58	415
直島町	21	174	25	228	14	76	8	46	20	164
宇多津町	103	902	65	631	60	693	37	343	70	588
綾川町	89	1,170	92	1,006	66	617	51	325	72	540
琴平町	72	1,015	47	616	35	431	35	312	37	476
多度津町	123	1,170	75	697	69	559	52	529	77	635
まんのう町	61	657	48	369	42	375	40	393	47	332
合計	5,660	62,842	4,591	51,039	3,630	37,189	3,155	31,803	3,609	36,755



○ 地域別保証債務残高

(単位：件、百万円)

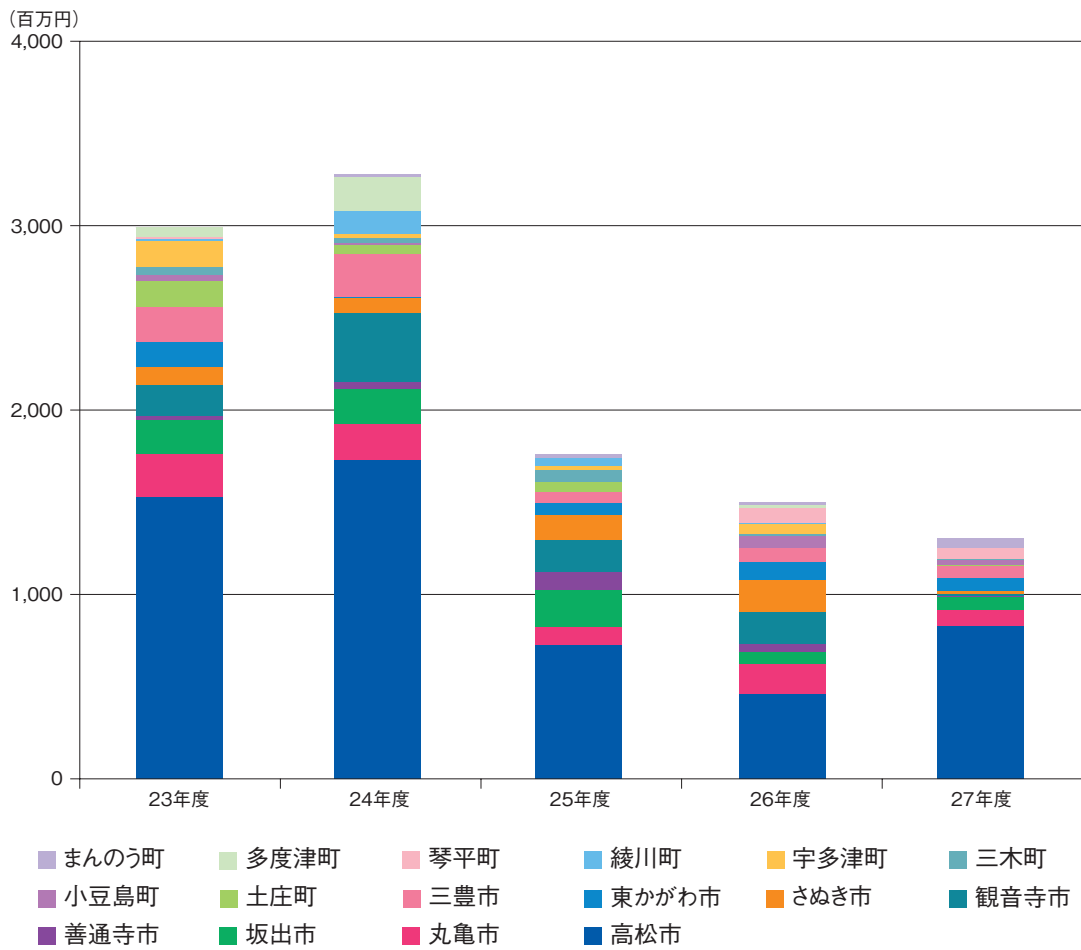
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	8,707	71,118	8,298	64,950	7,781	56,062	7,124	48,529	6,488	44,400
丸亀市	2,008	15,286	1,906	13,787	1,785	12,002	1,666	10,560	1,556	10,010
坂出市	1,244	10,801	1,164	10,215	1,059	8,738	971	7,148	911	6,331
善通寺市	556	3,898	504	3,382	468	3,053	439	2,815	419	2,460
観音寺市	1,543	11,408	1,405	9,762	1,267	8,700	1,165	7,710	1,132	7,330
さぬき市	921	6,725	894	6,357	822	5,440	759	4,739	694	4,046
東かがわ市	675	4,774	657	4,691	614	4,145	563	3,676	499	3,411
三豊市	1,468	11,037	1,383	9,788	1,264	8,624	1,116	7,222	1,039	6,840
土庄町	360	2,783	319	2,405	308	2,065	278	1,903	280	1,884
小豆島町	470	4,302	434	4,110	403	3,549	392	3,182	387	3,092
三木町	383	2,920	369	2,782	335	2,359	299	1,919	277	1,643
直島町	53	323	57	390	60	334	61	269	58	285
宇多津町	298	2,115	260	1,752	238	1,674	225	1,513	236	1,570
綾川町	385	2,868	364	2,722	325	2,181	293	1,766	292	1,661
琴平町	287	2,527	263	2,422	249	2,144	222	1,757	203	1,621
多度津町	382	2,720	352	2,197	330	1,859	295	1,727	281	1,744
まんのう町	266	1,858	258	1,686	229	1,491	211	1,347	197	1,153
合計	20,006	157,464	18,887	143,400	17,537	124,419	16,079	107,782	14,949	99,482



○ 地域別代位弁済(元利計)

(単位：件、百万円)

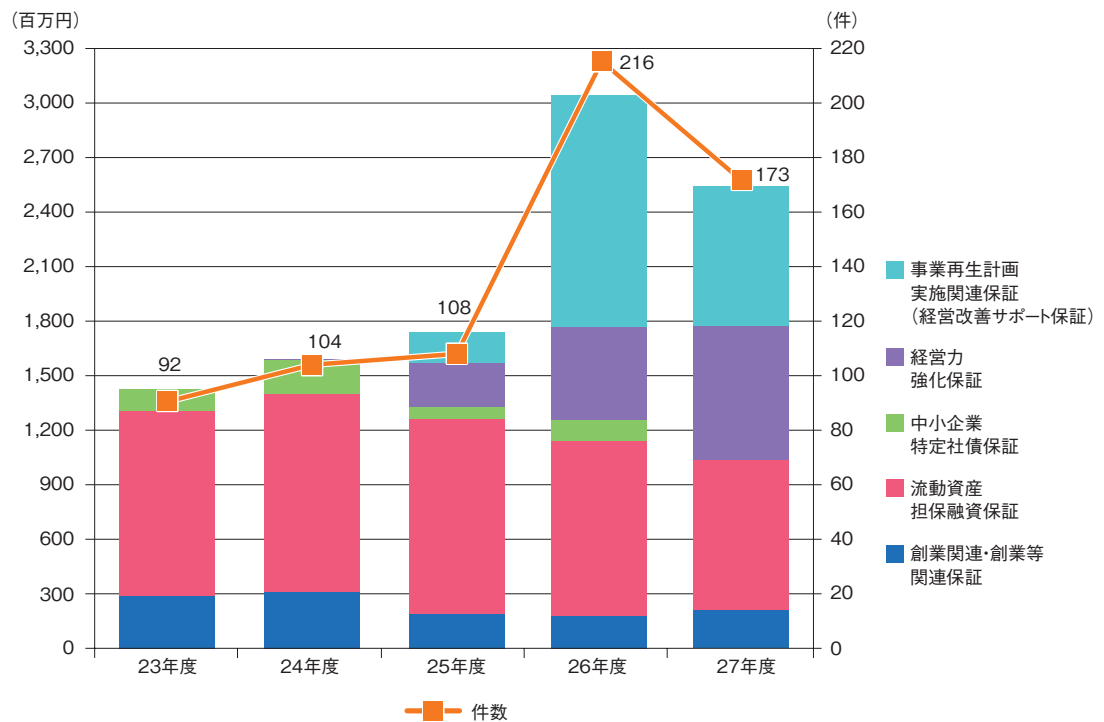
	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	192	1,525	196	1,725	76	726	77	460	112	895
丸亀市	34	238	26	196	18	97	27	161	21	92
坂出市	23	182	25	192	12	199	12	65	10	69
善通寺市	8	21	9	38	15	101	10	45	3	4
観音寺市	22	166	29	376	26	171	22	169	3	13
さぬき市	11	100	11	80	17	137	12	175	3	12
東かがわ市	22	133	3	5	9	64	13	100	6	75
三豊市	24	195	35	234	8	59	15	72	10	64
土庄町	12	137	9	48	7	55	0	0	1	2
小豆島町	6	34	5	10	0	0	8	70	2	32
三木町	5	44	7	29	7	66	1	8	3	3
宇多津町	22	141	4	20	3	18	3	58	0	0
綾川町	3	8	11	123	8	46	1	1	0	0
琴平町	3	14	3	5	1	0	12	85	4	56
多度津町	10	53	17	179	0	0	2	13	1	1
まんのう町	0	0	3	18	3	22	5	18	4	58
合計	397	2,990	393	3,278	210	1,760	220	1,501	183	1,377



○ 政策保証取組実績の推移 (平成27年度)

(単位：件、百万円)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
創業関連・創業等関連保証	58	288	65	311	39	190	47	179	53	208
流動資産担保融資保証	30	1,017	34	1,091	34	1,072	29	965	24	827
中小企業特定社債保証	4	120	4	184	2	64	2	112	0	0
経営力強化保証	0	0	1	5	19	245	43	518	43	766
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	0	0	0	0	14	169	95	1,271	53	735
政策保証合計	92	1,425	104	1,591	108	1,740	216	3,044	173	2,536



○ 協会独自保証制度の実績 (平成27年度)

(単位：件、百万円)

	保証承諾累計		保証債務残高	
	件数	承諾額	件数	残高
パワーアップ保証	97	2,165	90	1,894
コラボさぬき保証	18	562	16	464
グローアップ根保証	19	56	16	49
ステップアップ保証	529	2,271	483	2,012
経営サポート保証	3	73	3	72
協会独自保証制度合計	666	5,127	608	4,491

香川県信用保証協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会は、香川県信用保証協会という。

(事務所)

第3条 本協会は、主たる事務所を高松市に置く。

(定款の変更)

第4条 この定款は、理事会の決議をもって変更することができる。

2 前項の決議は理事の3分の2以上の者の同意によって行わなければならない。

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示して行い、且つ、高松市において発行する四国新聞に掲載して行い、

第2章 業務

(業務)

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために左の業務を行う。

- (1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- (4) 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- (5) 前各号に掲げる業務に附随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

- (1) 前項各号の債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- (2) 前項各号の債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る次に掲げる業務

イ 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項第1号から第3号までに掲げる債権(以下この号において「特定金銭債権」という。)、特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権及び信用保証協会その他信用保証協会法施行令(昭和28年政令第271号)で定める者が特定金銭債権を担保する保証契約に基づく債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権並びにこれらの債権に類し又は密接に関連するものとして同施行令で定めるものの譲受け

ロ イの規定により譲り受けた債権の管理(当該債権の管理のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。)

ハ イ及びロに掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査並びに当該中小企業者に対する助言

- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資
- (4) 前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

- 3 本協会は、前項第2号イの規定により譲り受けた債権の回収に係る業務については、弁護士(弁護士法人を含む。)を代理人とし、又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法第2条第3項に規定する債権回収会社をいう。)に委託するものとする。
- 4 この条において「中小企業者」とは、香川県内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者をいい、「中小企業者等」とは、中小企業者、香川県内に住所若しくは居所を有する者又は同県内において勤労に従事する者をいう。

(保証債務の最高限度)

- 第7条 本協会の保証債務額の最高限度は、基本財産並びに当該年度の出捐金及び次条に規定する金融機関等負担金の合計額の15倍とする。
- 2 前項における「保証債務額」とは、保証債務の総額に10分の3.0を乗じて得た額とする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第8条 本協会は、組織変更による本協会成立のときにおける資産の総額を基本財産として管理する。
- 2 毎事業年度の決算における当該事業年度の収支の差額の剰余は、その100分の50の範囲内で収支差額変動準備金として繰り入れることができ、収支の差額の欠損は収支差額変動準備金をもって補てんすることができるものとし、それらの繰り入れ又は補てん後の差額は当該事業年度末における基本財産の増加又は減少とする。
 - 3 出捐金は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 4 本協会は、金融機関等負担金(第6条第1項に掲げる債務の保証をするための業務に係る資金に充てるための負担金をいう。)を受入れ、これを基本財産に充てることができる。金融機関等負担金は、当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 5 収支差額変動準備金は、これを取り崩し基本財産に充てることができる。この振替額は当該事業年度末の基本財産の増加とする。
 - 6 第2項から前項までに規定する場合を除くほか、本協会の基本財産は変更をしないものとする。

(事業年度)

- 第9条 本協会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 役員及び顧問

(定数)

- 第10条 本協会に役員として理事17人以内及び監事3人以内を置く。

(任命)

- 第11条 理事及び監事は、学識経験者のうちから香川県知事が任命する。

(任期)

- 第12条 理事の任期は3年、監事の任期は2年とする。但し、理事及び監事は再任されることができる。
- 2 理事12人以下又は監事1人となったときは、遅滞なく、補欠の理事又は監事を定めなければならない。補欠の理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任に因って退任した理事又は監事は、新たに定められた理事又は監事が就任するまでなおその職務を行なう。

(会長、専務理事、常務理事)

- 第13条 理事のうちから会長1人、専務理事1人及び常務理事1人を互選する。
- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
 - 3 専務理事は、本協会を代表し、会長を補佐して本協会の業務を処理し、会長に事故があるときはその職務を行なう。
 - 4 常務理事は、本協会を代表し、会長、専務理事を補佐して本協会の業務を処理し、会長、専務理事に事故があるときはその職務を行なう。

(理事会)

第14条 理事会は理事をもって組織する。

第15条 本協会の業務は理事の全員をもって組織する理事会の決議により処理しなければならない。

第16条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して会長に理事会の招集を請求したときは、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会は、この定款に別段の定めある場合を除いて、理事の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 4 理事会の議事は、この定款に別段の定めある場合を除いて、出席した理事の過半数の同意をもって決する。
- 5 理事会の決議をなすべき場合において理事全員の同意があるときは、書面による決議をもって理事会の決議に代えることができる。
- 6 前項の書面による決議には理事会の決議に関する規定を準用する。
- 7 決議の目的である事項につき、理事全員が書面をもって同意を表したときは、書面による決議があったものとする。

(顧問)

第17条 本協会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第5章 合併及び解散

(合併)

第18条 本協会は理事会の決議により合併することができる。

- 2 前項の決議は、理事の3分の2以上の者の同意によって行なわなければならない。

(解散事由)

第19条 本協会は、次の事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

- 2 前項第1号の決議には前条第2項の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第20条 本協会が解散した場合において協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを協会に対する資金その他の財産の出捐者に対し、出捐の額に応じ、且つ、その出捐の額を限度として分配するものとする。

- 2 前項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は香川県に帰属する。

(附則)

この定款は、平成22年6月17日から施行する。

